

生 活 保 護

被保護世帯の世帯類型別内訳は高齢世帯57.1%、母子世帯3.0%、障害・傷病世帯24.4%、その他世帯16.5%となっており、高齢世帯が半数以上を占めている。また、保護人員数の増加に伴い、生活扶助費及び住宅扶助費が増加傾向にある。

1 保 護 状 況

(年度月平均)

| 年 度 | 保 護 世 帯 | 保 護 人 員 | 保 護 率 (千 分 比) |
|-----|---------|---------|---------------|
| R2 | 2,074 | 2,570 | 9.82 |
| R3 | 2,101 | 2,589 | 9.96 |
| R4 | 2,150 | 2,605 | 10.10 |

2 世 帯 類 型 別

(年度末時点)

| 年 度 | 高 齢 世 帯 | 母 子 世 帯 | 障 害 ・ 傷 病 世 帯 | そ の 他 の 世 帯 | 総 数 |
|-----|---------|---------|---------------|-------------|-------|
| R2 | 1,179 | 69 | 472 | 339 | 2,059 |
| R3 | 1,211 | 66 | 500 | 345 | 2,122 |
| R4 | 1,204 | 64 | 524 | 354 | 2,146 |

3 生 活 保 護 費

(単位：千円)

| 年 度 | 総 額 | 生活扶助 | 教育扶助 | 住 宅 扶 助 | 医療扶助 | 介護扶助 | 施設(委託)事務費 | その他 |
|-----|-----------|-----------|--------|---------|-----------|--------|-----------|--------|
| R2 | 4,213,031 | 1,269,894 | 14,244 | 577,968 | 2,192,401 | 65,537 | 76,402 | 16,585 |
| R3 | 4,202,408 | 1,279,968 | 13,528 | 597,014 | 2,154,196 | 68,343 | 73,218 | 16,141 |
| R4 | 4,303,502 | 1,293,733 | 12,651 | 603,275 | 2,236,124 | 76,467 | 62,564 | 18,691 |

4 医 療 扶 助 人 員

(年度末時点)

| 年 度 | 総 数 | 入 院 | | | | 入 院 外 総 数 |
|-----|-------|-----|-----|-----|-------|--------------|
| | | 総 数 | 結 核 | 精 神 | そ の 他 | |
| R2 | 1,960 | 112 | 0 | 39 | 73 | 1,848 |
| R3 | 2,072 | 134 | 0 | 52 | 82 | 1,938 |
| R4 | 2,077 | 179 | 0 | 61 | 118 | 1,898 |

生活困窮者

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、関係機関と連携しながら生活や就業などの自立に向けた支援を行っている。また、平成29年5月に生活困窮者向け常設ハローワーク窓口「福祉・就労支援コーナーふくい」を設置し、無料職業紹介と福祉支援業務をワンストップでできるよう、生活困窮者に対する一体的な支援を行っている。

【R4年度実績】

(単位：人)

| 相談人数（延べ） | 内訳 | |
|----------|-------------|----------------------------|
| | 生活困窮者自立支援事業 | 福祉・就労支援コーナーふくい （ハローワーク） |
| 6,740 | 5,344 | 1,396 |

民生委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立った相談や、必要な援助等を行い、社会福祉の増進に努めるものとし、厚生労働大臣が委嘱している。

民生委員は児童委員を兼ねており、厚生労働大臣は民生委員児童委員のうちから主任児童委員を指名する。

1 民生委員児童委員の現況

(1) 民生委員児童委員の人数

本市の民生委員児童委員及び主任児童委員定数は507名であり、一人あたり約227世帯を担当区域として配置されている。また全市を18地区に分け、それぞれ地区民生児童委員協議会が組織されている。

平成31年4月の中核市移行に伴い、民生委員の定数決定の権限が市に移譲されている。

[現在の民生委員児童委員の任期] 令和4年12月1日～令和7年11月30日

(2) 各地域の民生委員児童委員の定数 (令和4年12月1日～)

(単位：人)

| 単位民生児童委員協議会名 | 民生委員児童委員 | 主任児童委員 | 定数合計 | 単位民生児童委員協議会名 | 民生委員児童委員 | 主任児童委員 | 定数合計 |
|--------------|----------|--------|------|--------------|----------|--------|------|
| 東 部 | 29 | 2 | 31 | 大 東 | 24 | 2 | 26 |
| 成 和 | 27 | 2 | 29 | 九頭竜 | 47 | 3 | 50 |
| 西 部 | 38 | 2 | 40 | あさむつ | 23 | 2 | 25 |
| 南 部 | 36 | 2 | 38 | 川 西 | 30 | 2 | 32 |
| 北 部 | 22 | 2 | 24 | 森 田 | 18 | 2 | 20 |
| 中 部 | 22 | 2 | 24 | 東足羽 | 25 | 2 | 27 |
| 明 道 | 27 | 2 | 29 | 美 山 | 17 | 2 | 19 |
| 足 羽 | 19 | 2 | 21 | 越 廻 | 7 | 1 | 8 |
| 社 | 37 | 2 | 39 | 清 水 | 23 | 2 | 25 |
| | | | | 計 | 471 | 36 | 507 |

(3) 民生委員児童委員の役割

子育てや介護の悩みを抱える人や、障がいや高齢等によって社会的に孤立する恐れのある人に対して、地域の身近な相談相手となり、さらに、行政など関係（支援）機関とのパイプ役を務める。

(4) 民生委員児童委員の主な活動

- ・見守り活動（ひとり暮らし高齢者の訪問等）
- ・生活相談支援
- ・児童生徒見守り
- ・地域の福祉活動への参加
- ・調査、実態把握
- ・証明書作成事務

災 害 援 護 等

市民が火災等の不慮の人為的災害又は暴風・豪雨等の自然災害により被害を受けた場合に、被災者に対して応急的に必要な援護を行っている。

【災害見舞金支給状況】

| 年度 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 件数 | 28 | 18 | 29 | 25 | 13 |
| 見舞金総額（円） | 1,670,000 | 1,160,000 | 1,850,000 | 1,510,000 | 800,000 |

指 導 監 査

社会福祉事業を行う施設等の適正な運営の確保を目的として、関係法令・通知等に基づき、指導監査を実施している。

1 社会福祉法人指導監査

市の区域内で事業を行う社会福祉法人の認可および指導監査を行っている。

【監査実施法人数】

| 年度 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------|-----|----|----|----|----|
| 実施法人数 | 19 | 20 | 17 | 19 | 21 |

2 社会福祉施設等指導監査

平成31年4月の中核市移行に伴い、児童・高齢者・障がい者福祉事業に関する指導監査が県から移譲された。市内の社会福祉施設等に対し担当所属と連携を図りながら指導監査を実施している。

【令和4年度の監査実施事業数】

| | |
|------------------------------------|-------|
| 障がい関係（障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所等） | 54事業 |
| 介護・高齢者関係（介護保険施設、居宅サービス事業所、老人福祉施設等） | 164事業 |
| 児童福祉関係（保育所、認定こども園、認可外保育施設） | 124事業 |

社 会 福 祉 審 議 会

平成31年4月の中核市移行に伴い、社会福祉法第7条第1項の規定により設置した。社会福祉法をはじめ、民生委員法や身体障害者福祉法、児童福祉法等の法令に基づき、広く社会福祉に関する事項の調査・審議を行っている。

・審議会及び分科会開催状況

5つの専門分科会と1部会で審議を行い、その決議を審議会全体の決議とすることができる。

令和4年度開催数 専門分科会14回

・審議会の委員

任 期：3年（R4.4.1～R7.3.31）

委員数：62名＋臨時委員8名

市民福祉会館

市民福祉会館は、市民の福祉の増進と生活文化の向上を図る施設として、平成29年4月にフェニックス・プラザ内に移転した。

福祉関係者が気軽に利用できるように、ホールに車椅子用の昇降機を設けるなど、きめ細かな配慮がなされている。

2階には500人収容の小ホール、3階には60人収容の会議室等があり、文化、福祉活動のシンボルとして広く市民に利用されている。

1 施設概要

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 所在地 | 福井市田原1丁目13-6 |
| 現施設移転 | 平成29年4月 ※移転前は春山2丁目（昭和48年開館、平成29年3月閉館） |
| 指定管理者 | 公益財団法人 福井市ふれあい公社 |
| 指定管理期間 | 平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間） |

2 主要設備

- 4階 ボランティアルームA・B
- 3階 301号室A・B
- 2階 小ホール 定員：500人（電動移動席196、スタッキングチェア席304）
楽屋、リハーサル室、ことばの教室、おもちゃ図書館
- 1階 （福）福井市社会福祉協議会、福井市身体障害者福祉連合会

3 利用実績

【令和4年度】

| | 利用件数（件） | 利用人数（人） |
|-----------|---------|---------|
| 小ホール | 127 | 24,481 |
| リハーサル室 | 140 | 2,009 |
| 301号室 | 163 | 3,572 |
| ボランティアルーム | 819 | 7,313 |
| 合計 | 1,249 | 37,375 |

障 が い 福 祉

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスの提供や、障がいのある方の地域生活支援、社会参加活動支援に関する業務を行っている。

また、令和3年3月に策定した福井市障がい者福祉基本計画に基づき、障がいのある人もない人も身近な地域で支え合うことができる共生社会の実現をめざして、各種施策の推進に取り組んでいる。

1 手帳交付

(1) 身体障害者手帳交付

身体に永続的な障がいがあり、「身体障害者障害程度等級表」（「身体障害者福祉法施行規則」別表第5号）に該当すると認定された者に対し、各種の支援を受けやすくするため身体障害者手帳を交付する。

(単位：人)

| 年度 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 計 |
|----|-------|-------|-------|-------|-----|-----|--------|
| R2 | 3,162 | 1,479 | 2,120 | 2,469 | 471 | 597 | 10,298 |
| R3 | 3,051 | 1,405 | 2,076 | 2,489 | 428 | 571 | 10,020 |
| R4 | 3,012 | 1,353 | 2,019 | 2,370 | 440 | 569 | 9,763 |

(2) 療育手帳交付

知的障がい児者に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするため、福井県総合福祉相談所において知的障がいと判定された者に対して療育手帳を交付する。

(単位：人)

| 年度 | A 1 | A 2 | B 1 | B 2 | 計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-------|
| R2 | 713 | 52 | 603 | 763 | 2,131 |
| R3 | 715 | 52 | 608 | 789 | 2,164 |
| R4 | 710 | 51 | 618 | 825 | 2,204 |

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付

精神障害者保健福祉手帳は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付しており、手帳の交付を受けた者に対し、各種サービスの利用や社会復帰の促進と自立、および社会参加の促進を図ることを目的としている。

(単位：人)

| 年度 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 計 |
|----|-----|-------|-----|-------|
| R2 | 120 | 1,835 | 770 | 2,725 |
| R3 | 116 | 1,961 | 815 | 2,892 |
| R4 | 122 | 2,054 | 869 | 3,045 |

2 重度障害者（児）医療費助成制度

重度障がい者（児）の健康の維持と経済的な負担を軽減するため、保険診療として認められる医療費の自己負担額及び入院時の食事療養費を助成する。なお、精神障がい者については通院医療のみの対象となる。

| 年度 | 受給対象者数（人） | 助成件数（件） | 助成費総額（円） |
|----|-----------|---------|---------------|
| R2 | 8,836 | 209,166 | 1,012,342,507 |
| R3 | 8,759 | 212,326 | 1,023,292,127 |
| R4 | 8,598 | 212,240 | 999,004,812 |

3 福祉手当の給付

精神または身体の重度障がいのため日常生活が著しく制限され常時介護を必要とする者や、精神または身体に障がいのある児童を監護する者に、在宅生活の経済的一助となるよう手当を支給する。(特別児童扶養手当は申請手続のみ)

(単位：人)

| 種類 | 年度 | | | 4年度支給額 (円/月) | |
|---------------------|-------|-------|-------|-----------------|--------|
| | R2 | R3 | R4 | 1 級 | 2 級 |
| 特別障害者手当 (20歳以上) | 234 | 251 | 270 | 27,300 | |
| 障害児福祉手当 (20歳未満) | 119 | 124 | 114 | 14,850 | |
| 経過措置福祉手当 (20歳以上) | 4 | 1 | 1 | 14,850 | |
| 重症心身障害児(者) 福祉手当 | 2,856 | 2,794 | 2,665 | 3,000 | |
| 特別児童扶養手当 (20歳未満) | 552 | 541 | 545 | 1 級 | 52,400 |
| | | | | 2 級 | 34,900 |

自立支援給付等

障害者総合支援法により、身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの種別にかかわらず、共通の仕組みで障がい福祉サービスを提供する。障がい児を対象としたサービスは、平成 24 年度から児童福祉法の改正により体系が一元化され、障がい児通所支援事業として再編された。

1 障がい福祉サービス

障がい程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行う「介護給付」と、身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」がある。

- 訪問系サービス（在宅で訪問を受け生活を支援するサービス）
- 日中活動系サービス（施設などで昼間の活動を支援するサービス）
- 居住系サービス（在宅や入所施設で住まいの場におけるサービス）
- 障がい児通所支援（障がい児を対象とした通所による支援サービス）

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）＜介護給付＞

入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行う。

| 年度 | 利用延人数（人） | 利用実績（時間） |
|----|----------|----------|
| R2 | 4,145 | 71,161 |
| R3 | 4,368 | 75,454 |
| R4 | 4,387 | 76,153 |

②重度訪問介護＜介護給付＞

重度の肢体不自由で常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出の移動支援までを総合的に行う。

| 年度 | 利用延人数（人） | 利用実績（時間） |
|----|----------|----------|
| R2 | 113 | 47,224 |
| R3 | 118 | 48,695 |
| R4 | 133 | 53,061 |

③同行援護＜介護給付＞

重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行う。

| 年度 | 利用延人数（人） | 利用実績（人日） |
|----|----------|----------|
| R2 | 494 | 6,125 |
| R3 | 543 | 6,897 |
| R4 | 558 | 6,816 |

④行動援護<介護給付>

知的障がいまたは精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う。

| 年度 | 利用延人数 (人) | 利用実績 (時間) |
|----|-----------|-----------|
| R2 | 47 | 400 |
| R3 | 85 | 1,561 |
| R4 | 74 | 1,938 |

⑤重度障害者等包括支援<介護給付>

常に介護が必要な人の中でも介護の必要性が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供する。

| 年度 | 利用延人数 (人) | 利用実績 (時間) |
|----|-----------|-----------|
| R2 | 0 | 0 |
| R3 | 0 | 0 |
| R4 | 0 | 0 |

(2) 日中活動系サービス

①生活介護<介護給付>

常に介護を必要とする人に施設で入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会の提供などを行う。

| 年度 | 利用延人数 (人) | 利用実績 (人日) |
|----|-----------|-----------|
| R2 | 8,664 | 168,046 |
| R3 | 8,622 | 166,530 |
| R4 | 8,593 | 164,798 |

②療養介護<介護給付>

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助などを行う。

| 年度 | 利用延人数 (人) | 利用実績 (人日) |
|----|-----------|-----------|
| R2 | 396 | 12,045 |
| R3 | 410 | 12,433 |
| R4 | 444 | 13,413 |

③短期入所 (ショートステイ) <介護給付>

自宅で介護を行う人が病気などの場合に、短期間に施設入所による入浴、排泄、食事の介護などを行う。

| 年度 | 利用延人数 (人) | 利用実績 (人日) |
|----|-----------|-----------|
| R2 | 1,296 | 9,224 |
| R3 | 1,247 | 7,585 |
| R4 | 1,304 | 7,545 |

④自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型) <訓練等給付>

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のための訓練を行う。

| 年度 | 利用延人数 (人) | 利用実績 (人日) |
|----|-----------|-----------|
| R2 | 581 | 8,507 |
| R3 | 714 | 11,534 |
| R4 | 744 | 12,754 |

⑤就労移行支援<訓練等給付>

就労を希望する人に、一定期間における就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などの支援を行う。

| 年度 | 利用延人数 (人) | 利用実績 (人日) |
|----|-----------|-----------|
| R2 | 695 | 12,609 |
| R3 | 667 | 11,590 |
| R4 | 671 | 10,390 |

⑥就労継続支援 (A型・B型) <訓練等給付>

一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う。雇用契約に基づく就労継続支援A型と、雇用契約を結ばない就労継続支援B型がある。

就労継続支援A型

| 年度 | 利用延人数 (人) | 利用実績 (人日) |
|----|-----------|-----------|
| R2 | 5,026 | 100,216 |
| R3 | 4,872 | 97,114 |
| R4 | 4,695 | 93,188 |

就労継続支援B型

| 年度 | 利用延人数 (人) | 利用実績 (人日) |
|----|-----------|-----------|
| R2 | 9,143 | 157,099 |
| R3 | 10,193 | 174,512 |
| R4 | 10,807 | 184,680 |

⑦就労定着支援<訓練等給付>

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された人に、雇用に伴い生じる問題に関する助言などの支援を行う。

| 年度 | 利用延人数 (人) | 利用実績 (人日) |
|----|-----------|-----------|
| R2 | 186 | 188 |
| R3 | 249 | 259 |
| R4 | 258 | 284 |

(3) 居住系サービス

①施設入所支援<介護給付>

介護が必要な人や通所が困難で、自立訓練または就労移行支援のサービスを利用している人に対し、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う。

| 年度 | 利用延人数 (人) | 利用実績 (人日) |
|----|-----------|-----------|
| R2 | 4,116 | 122,210 |
| R3 | 4,056 | 120,073 |
| R4 | 4,025 | 119,449 |

②自立生活援助<訓練等給付>

一人暮らしに移行した障がい者について、自立した地域生活が継続できるよう、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

| 年度 | 利用延人数 (人) | 利用実績 (人日) |
|----|-----------|-----------|
| R2 | 33 | 105 |
| R3 | 12 | 40 |
| R4 | 9 | 23 |

③共同生活援助（グループホーム）＜訓練等給付＞

主に日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談、入浴、排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。

| 年度 | 利用延人数（人） | 利用実績（人日） |
|----|----------|----------|
| R2 | 3,395 | 95,830 |
| R3 | 3,762 | 106,330 |
| R4 | 4,169 | 119,652 |

（４）障がい児通所支援

①児童発達支援

療育が必要な未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。

| 年度 | 利用延人数（人） | 利用実績（人日） |
|----|----------|----------|
| R2 | 1,568 | 8,979 |
| R3 | 1,812 | 9,103 |
| R4 | 1,769 | 9,011 |

②医療型児童発達支援

肢体不自由がある未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行う。

[実績：R2・R3・R4 支給決定者 0人]

③放課後等デイサービス

放課後や休業日に支援が必要な就学児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するなどの支援を行う。

| 年度 | 利用延人数（人） | 利用実績（人日） |
|----|----------|----------|
| R2 | 6,758 | 76,927 |
| R3 | 7,927 | 87,856 |
| R4 | 8,664 | 87,769 |

④保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対し、訪問により保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供する。

| 年度 | 利用延人数（人） | 利用実績（人日） |
|----|----------|----------|
| R2 | 200 | 251 |
| R3 | 359 | 528 |
| R4 | 579 | 783 |

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態があり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

| 年度 | 利用延人数（人） | 利用実績（人日） |
|----|----------|----------|
| R2 | 9 | 35 |
| R3 | 6 | 23 |
| R4 | 7 | 24 |

2 補装具給付

障がい児者が身体の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を交付（修理）する費用から自己負担分を除いた金額を支援する。

| 年度 | 交付（件） | 修理（件） | 総計（件） |
|----|-------|-------|-------|
| R2 | 336 | 207 | 543 |
| R3 | 345 | 217 | 562 |
| R4 | 373 | 172 | 545 |

3 自立支援医療

(1) 更生医療費の給付

障がいを軽減したり回復させるための手術等、身体障がい者（18歳以上）の更生に必要な医療を指定自立支援医療機関に委託して行う。

| 年度 | レセプト枚数 | 金額（円） | | | |
|--------|----------|-------------|---------------|-------------|---------------|
| | | 更生医療負担額 | 自己負担額 | 計 | |
| R2 | 5,479 | 261,945,683 | 11,473,650 | 273,419,333 | |
| R3 | 5,279 | 258,131,762 | 13,526,965 | 271,658,727 | |
| R4 | 5,071 | 253,802,359 | 10,528,149 | 264,330,508 | |
| 内 訳 | 腎臓分 | 4,830 | 235,643,110 | 9,365,082 | 245,008,192 |
| | （うち人工透析） | (4,114) | (223,123,672) | (6,779,147) | (229,902,819) |
| | 心臓分 | 6 | 1,400,773 | 20,000 | 1,420,773 |
| | その他 | 235 | 16,758,476 | 1,143,067 | 17,901,543 |

(2) 育成医療費の給付

障がいを軽減したり回復させるための手術等、身体障がい者（18歳未満）の更生に必要な医療を指定自立支援医療機関に委託して行う。

| 年度 | レセプト枚数 | 金額（円） | | | |
|--------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 育成医療負担額 | 自己負担額 | 計 | |
| R2 | 194 | 3,462,611 | 517,972 | 3,980,583 | |
| R3 | 165 | 3,526,073 | 430,854 | 3,956,927 | |
| R4 | 150 | 4,006,384 | 488,814 | 4,495,198 | |
| 内 訳 | 音声・言語 | 111 | 1,655,848 | 236,562 | 1,892,410 |
| | そしゃく分 | | | | |
| | 心臓分 | 15 | 1,372,264 | 141,866 | 1,514,130 |
| | その他 | 24 | 978,272 | 110,386 | 1,088,658 |

(3) 自立支援医療（精神通院）受給者証交付数

精神疾患患者で通院している者の自己負担軽減および通院治療の継続を図ることを目的に、指定自立支援医療機関で治療を受ける場合に、窓口の利用者負担を1割にし、さらに月額負担上限額を設定している。

| 年度 | 交付数（件） |
|----|--------|
| R2 | 5,446 |
| R3 | 5,485 |
| R4 | 5,826 |

4 地域生活支援事業

障がい福祉サービスとは別に、障がい児者が有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域や利用者の実情に応じた支援を行うことを目的として、障がい者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行っている。

(1) 相談支援事業

障がいのある方やご家族などの身近な相談窓口として、地区別に障がい種別を問わず相談支援を行う「地区障がい相談支援事業所」を4か所と、発達障がいの相談を専門に行う「発達障がい相談支援事業所」を1か所設置している。

また、総合的・専門的な相談機関である「基幹相談支援センター」では、24時間体制で障がい者虐待の通報受付・相談を行う障がい者虐待防止センターの業務を行っている。

(2) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図る。

| 年度 | 成年後見制度 申立件数(件) | 事業費(円) | 成年後見人報酬 支払件数(件) | 事業費(円) |
|----|-------------------|--------|--------------------|-----------|
| R2 | 5 | 26,092 | 16 | 3,627,000 |
| R3 | 4 | 25,670 | 19 | 3,539,000 |
| R4 | 4 | 29,390 | 17 | 3,742,000 |

(3) 意思疎通支援事業

聴覚障がい児者等のコミュニケーションを援助するため、地域における手話通訳者、要約筆記者等を派遣する。

| 年度 | 手話通訳者等 延派遣回数（回） | 要約筆記者等 延派遣回数（回） |
|----|--------------------|--------------------|
| R2 | 586 | 128 |
| R3 | 710 | 190 |
| R4 | 553 | 218 |

(4) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい児者等の交流活動を促進するため、日常会話程度の手話技術を取得した手話奉仕員を養成している。

修了者数（人）

| 年度 | 入門課程 | 基礎課程 | 入門・基礎課程 |
|----|------|------|---------|
| R2 | 11 | 4 | 14 |
| R3 | 21 | 10 | 20 |
| R4 | 24 | 11 | 14 |

(5) 日常生活用具の給付事業

障がい児者に対し、日常生活をより円滑に行うために、必要に応じて日常生活用具費を給付する。(ただし、給付は介護保険が優先する。)

| 年度 | 給付数 (件) |
|----|---------|
| R2 | 6,234 |
| R3 | 5,736 |
| R4 | 6,248 |

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい児者に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援をする。

| 年度 | 事業者数 (か所) | 利用実人数 (人) | 利用実績 (時間) |
|----|-----------|-----------|-----------|
| R2 | 29 | 121 | 9,685 |
| R3 | 32 | 129 | 11,633 |
| R4 | 32 | 132 | 11,142 |

(7) 地域活動支援センター事業

障がい児者が通いながら、創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流を図ることを目的とし、市が事業所に委託している。

| 年度 | 事業者数 (か所) | 利用実績 (回) |
|----|-----------|----------|
| R2 | 4 | 7,252 |
| R3 | 4 | 8,175 |
| R4 | 4 | 8,539 |

(8) 訪問入浴サービス事業

自宅浴槽や施設等で入浴することが困難な障がい者に対し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、住宅への入浴車の訪問による入浴サービスを提供する。

| 年度 | 事業者数 (か所) | 利用実人数 (人) | 利用実績 (回) |
|----|-----------|-----------|----------|
| R2 | 3 | 9 | 701 |
| R3 | 3 | 9 | 702 |
| R4 | 3 | 8 | 559 |

(9) 日中一時支援事業

障がい児者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がい児者を一時的に預かり、日中活動の場や療養の場を確保する。

| 年度 | 事業者数 (か所) | 利用実人数 (人) | 利用実績 (回) |
|----|-----------|-----------|----------|
| R2 | 31 | 155 | 5,895 |
| R3 | 31 | 132 | 7,301 |
| R4 | 30 | 110 | 5,492 |

(10) 障がい者就労促進事業

雇用調整員2名が就労系サービス事業所や企業を訪問し、一般就労に移行可能な障がい者の発掘調査や企業開拓をし、就労に向けた支援、就職後の定着支援等を行う。

(11) 自動車改造費助成事業

重度身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車を利用する場合、その改造に必要な経費の一部を助成する。

| 年度 | 件数 (件) | 助成金額 (円) |
|----|--------|----------|
| R2 | 6 | 480,000 |
| R3 | 4 | 320,000 |
| R4 | 5 | 400,000 |

5 その他の事業

(1) タクシー利用助成事業

在宅の重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、通院や社会活動等の外出を支援するため、タクシーの利用料金の一部を助成する。

| 年度 | 発行実人数(人) | 利用枚数(枚) | 助成金額(円) |
|----|----------|---------|------------|
| R2 | 2,733 | 34,960 | 20,368,160 |
| R3 | 2,790 | 35,359 | 20,600,960 |
| R4 | 2,783 | 35,551 | 20,681,440 |

(2) 重度身体障がい者住宅改造助成事業

在宅の重度身体障がい者が、日常生活に著しく障がいがあるため、住宅を改造する必要があるとき、その費用の一部を助成する。

ただし、視力障がい者または肢体障がい者に限る。

※助成限度額は60万円または80万円（改造費の8/10助成）

| 年度 | 助成件数(件) | 助成金額(円) |
|----|---------|-----------|
| R2 | 9 | 5,211,112 |
| R3 | 9 | 5,211,516 |
| R4 | 13 | 5,615,075 |

(3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の成長期における言語の習得や学習、コミュニケーション能力の向上を目的とし、補聴器の購入費用に対し、助成を行う。

| 年度 | 助成件数(件) | 公費負担額(円) |
|----|---------|----------|
| R2 | 14 | 418,000 |
| R3 | 15 | 444,000 |
| R4 | 21 | 682,000 |

(4) 障がい者福祉団体等活動支援事業

障がい者の自立と社会参加を促進することを目的に、心身障がい者及びその家族で組織し、障がい者の福祉向上のために活動する障がい者福祉団体等が実施する社会福祉活動に対して、その活動費を補助する。

| 年度 | 補助団体数 | 事業費(円) |
|----|-------|---------|
| R2 | 8 | 701,673 |
| R3 | 8 | 592,202 |
| R4 | 7 | 856,122 |

地域包括ケア

1 高齢者の現況

令和5年4月1日現在、本市の人口総数 256,435 人のうち、65 歳以上の高齢者は 76,170 人、高齢化率は 29.70%、このうち 75 歳以上の後期高齢者は 41,425 人、16.15%となっている。

また、総世帯 106,722 世帯のうち、在宅高齢者世帯は 52,347 世帯となっている。

(1) 高齢者人口（令和5年4月1日現在）

① 人口区分

| 年齢区分 | 男(人) | 女(人) | 小計(人) | 累計(人) | 人口比(%) |
|---------|---------|---------|----------|----------|---------|
| 95歳以上 | 278 | 1,299 | 1,577 | 1,577 | 0.61 |
| 85～94 | 4,463 | 8,734 | 13,197 | 14,774 | 5.76 |
| 75～84 | 11,671 | 14,980 | 26,651 | 41,425 | 16.15 |
| 65～74 | 16,514 | 18,231 | 34,745 | 76,170 | 29.70 |
| (60～64) | (7,682) | (8,218) | (15,900) | (92,070) | (35.90) |

【100歳以上 男26人 女194人 合計220人】

② 高齢化率（各年4月1日現在）

| 年度 | 総人口(人) | 65歳以上人口(人) | 高齢化率(%) | 75歳以上人口(人) | 後期・高齢化率(%) |
|-----|---------|------------|---------|------------|------------|
| H31 | 263,109 | 75,300 | 28.62 | 39,098 | 14.86 |
| R2 | 261,986 | 75,857 | 28.95 | 39,700 | 15.15 |
| R3 | 260,322 | 76,246 | 29.29 | 39,411 | 15.14 |
| R4 | 258,198 | 76,409 | 29.59 | 39,823 | 15.42 |
| R5 | 256,435 | 76,170 | 29.70 | 41,425 | 16.15 |

日本の高齢化率：29.1%（令和4年9月15日現在）

(2) 高齢者世帯（令和5年4月1日現在）

| | | | | |
|-------------|----------------------|--------|----------------|----------------|
| 高齢者ひとり暮らし世帯 | 65～74歳 | 6,163 | (小計) 17,124 | (合計) 52,347 |
| | 75歳以上 | 10,961 | | |
| 高齢者世帯 | 高齢者のみの複数世帯 | 12,628 | | |
| | 高齢者同居世帯（高齢者と非高齢者の同居） | 22,595 | | |

(3) ひとり暮らし等高齢者登録者数（令和5年4月1日現在）

4,133人

2 高齢者福祉施策の概要

「高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)を見据え、平成28年度に10年間の長期的な方向性を示す基本構想として「福井市地域包括ケアビジョン」を策定した。

この「福井市地域包括ケアビジョン」の実行計画である「すまいるオアシスプラン2021」は、老人福祉法の規定に基づく老人福祉事業の実施に必要な事項に加えて、高齢者の健康増進、疾病予防といった保健事業を取り入れた「老人保健福祉計画」、介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」、高齢者が地域で安心して暮らせる住まいの実現に定める「高齢者居住安定確保計画」を一体的に策定し、地域ぐるみで高齢者を支えるまちづくりに取り組んでいる。

(1) 生活支援事業

★ ひとり暮らし等高齢者登録

親族等との交流がなく、在宅の日常生活に不安を持つ65歳以上のひとり暮らし等高齢者の現状を把握し、在宅生活を支援していくことを目的に、登録を希望された方に福祉サービス等の支援を行っている。(任意登録制)

【R5.4.1 現在】

| |
|----------|
| 登録者数 (人) |
| 4,133 |

① 在宅福祉施設措置事業 (平成12年度～)

虐待等やむを得ない事由により介護保険サービスを利用することが著しく困難な場合に、市長の職権により施設等に緊急的な措置を行っている。

【R4実績】3件

② 老人福祉施設入所措置

環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームに措置している。

また、養護老人ホーム入所の適正化を図るため、入所措置等の可否を総合的に判定する、老人ホーム入所判定委員会(委員5名、昭和59年12月設置)を設置している。

【R5.3.31 現在】

| 措置人数 (人) | 年間申込件数 (件) |
|----------|------------|
| 135 | 28 |

③ 軽費老人ホーム事務費補助金 (平成31年度～)

市内にある軽費老人ホーム(ケアハウス)9施設について、市が施設ごとに毎年定める事務費の基準単価と、施設が入居者から所得に応じて徴収する事務費との差額分を運営法人に対し補助している。

【R4実績】

| 対象施設 (箇所) | 月別入居者数合計 (人) |
|-----------|--------------|
| 9 | 4,867 |

④ 日常生活用具給付事業（平成2年度～）

心身機能の低下により、防火の配慮が必要なひとり暮らし等高齢者に電磁調理器を給付し、在宅での安心した生活を支援している。

【R4実績】（自動消火器、火災警報器の給付はR4年度で終了）

| 電磁調理器（台） | 自動消火器（台） | 火災警報器（台） |
|----------|----------|----------|
| 8 | 1 | 0 |

⑤ ひとり暮らし高齢者見守り事業（平成16年度～）

ひとり暮らし等高齢者を定期的に訪問し、声かけを行うことにより、安否の確認、異常の早期発見に繋げ、また、地域での会食会（配食）により、地域の見守り活動の充実を図っている。

ア 乳酸菌飲料配布

ひとり暮らし等高齢者世帯の安否を確認するため、乳酸菌飲料を週1回（3本）配布している。

【R4実績】

| 配布者数（人） | 延配布本数（本） |
|---------|----------|
| 294 | 36,138 |

イ 会食会（配食）

地区社会福祉協議会が主体となり、会食会（配食）を行い、地域での見守り活動を支援している。

【R4実績】

| 利用者実人数（人） | 延利用者数（人） | 実施回数（回） |
|-----------|----------|---------|
| 2,135 | 14,198 | 440 |

⑥ 地域ぐるみ雪下ろし支援事業（平成4年度～）

ひとり暮らし高齢者世帯等、自力で屋根の雪下ろしが困難な方に対して、雪下ろし費用の一部を補助し、地域での雪下ろし作業が円滑に行われるよう支援している。

【R4実績】

| 登録件数（件） | 実績件数（件） |
|---------|---------|
| 1,589 | 26 |

⑦ 緊急通報システム（レンタル）事業（平成2年12月～）

ひとり暮らし等高齢者等の相談及び急病や事故などの緊急時に対処できる体制を確立し、在宅での安心した生活を支援している。

【R4実績】

| 緊急通報装置貸与者数（人） | 赤外線センサー設置数（件） |
|---------------|---------------|
| 765 | 87 |

⑧ 福祉電話レンタル事業（昭和54年2月～）

安否確認が必要なひとり暮らし等高齢者で、電話加入権を持つことが困難な方に、福祉電話（加入電話）を貸与している。

【R4実績】

| 新規（台） | 撤去（台） | 移設（台） | 設置数（台） |
|-------|-------|-------|--------|
| 13 | 20 | 4 | 59 |

⑨ 軽度生活援助（えがおでサポート）事業（平成13年度～）

ひとり暮らし等高齢者で、在宅での日常生活において軽作業の援助が必要な方に買物等の軽度なサービスを提供し、安心して自立した生活を送れるよう支援している。

【R4実績】

| | |
|-----------|----------|
| 利用登録者数（人） | 延利用時間（h） |
| 405 | 2,281 |

⑩ 住まい環境整備支援事業（平成24年度～）

要介護状態の高齢者等が在宅生活を長期間継続できるよう、住宅改修を行った場合の費用の一部を助成している。
（平成5年度～24年6月までは「要介護高齢者住環境整備事業」として実施）

【R4実績】

| 件数 (件) | 内訳 (件) | | | | | | |
|-----------|--------|-----|----|-------|------|--------|-----|
| | 拡張 | 洗面台 | 蛇口 | 階段昇降機 | 扉の新設 | トイレの移設 | その他 |
| 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |

⑪ 外国人高齢者福祉手当給付事業（平成6年度～）

無年金の外国人高齢者の方の福祉の増進を図るため、福祉手当を支給している。

【R4実績】

| | |
|---------|----------|
| 基準日 | 給付対象者（人） |
| 3回目支給現在 | 2 |

⑫ 見守りネットワーク構築事業（平成26年度～）

高齢者と子どもが地域の中で孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域団体や地域の民間事業者と連携し、高齢者と子どもの日頃の見守り活動と、認知症高齢者が行方不明となった場合の捜索活動を一体的に行う見守り体制を構築し運営している。

【R5.4.1 現在】

| |
|-----------|
| 協力事業者（団体） |
| 75 |

(2) 生きがいと健康づくり推進事業

① 高齢者いきいき展事業（平成元年～）

高齢者の創作した絵画や手芸品等を展示し、広く一般市民に高齢者の培ってきた知恵や技術を披露している。

【R4実績】

| | | |
|---------|--------|---------|
| 出品者数（人） | 出品数（点） | 入場者数（人） |
| 145 | 124 | 416 |

② 地区敬老事業（平成10年度～）

市内各地で開催される敬老会や敬老の精神を活かした生きがい支援事業等の経費の一部を助成している。

【R4実績】

| | |
|-----|---------|
| 地区数 | 参加者数（人） |
| 49 | 44,046 |

③ 老人クラブ助成事業

老人クラブは、同じ地域の仲間が、教養の向上、健康の増進、社会奉仕活動、レクリエーションなどの活動を通して、自らの生きがいづくりと健康づくり、互いの親睦を図る自主的な団体である（概ね60歳以上の方が加入できる）。市はその活動費の一部を助成するとともに、老人クラブの育成のため様々な支援を行っている。

【R5.4.1 現在】

| 30人以上のクラブ | | 30人未満のクラブ | | 計 | | 加入率 (%) |
|-----------|--------|-----------|--------|------|--------|------------|
| クラブ数 | 会員数(人) | クラブ数 | 会員数(人) | クラブ数 | 会員数(人) | |
| 106 | 4,753 | 19 | 311 | 125 | 5,064 | 5.50 |

ア 福井市あじさい元気クラブ大会

高齢者が集い、当面する諸問題を研究討議し、社会にアピールするとともに、お互いの意識の高揚と、積極的な社会参加を期して、年1回開催している。

イ 友愛訪問活動（老人家庭相談員設置事業）

地域の一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者を老人家庭相談員が友愛訪問し、悩みごとや心配ごとの相談相手となり、地域の連帯を深める活動を行っている（各単位老人クラブに1名設置）。

【R5.4.1 現在】

| |
|---------|
| 相談員数（人） |
| 125 |

ウ 健康づくり・介護予防支援事業

高齢者が心身ともに健康で生きがいのある生活を送れるように自立を支援し、健康づくりの実践に結びつくよう、「高齢者向け体操普及事業」「屋内スポーツ大会等開催事業」及び「屋外スポーツ大会、囲碁・将棋大会等開催事業」を実施している。

【R4 実績】

| シルバー囲碁 | 将棋 | ゲートボール | ペタンク | グラウンド・ゴルフ |
|-----------|-----|----------|------------|------------|
| 41人 | 25人 | 5チーム、29人 | 12チーム、52人 | 36チーム、192人 |
| いきいき健康体操 | | ワナゲ | フロアカーリング | スティックリング |
| 17会場、392人 | | 94人 | 30チーム、111人 | 44チーム、161人 |

エ 老人憩の家設置事業

各単位老人クラブの活動の拠点として、「老人憩の家」を設置し、より魅力あるクラブ活動ができるよう支援している。

【R4 実績】

| |
|---------|
| 設置件数（件） |
| 125 |

④ 生きがい講座開催事業（平成16年度～）

清水高齢者福祉センターで在宅の高齢者を対象に、生きがいや健康づくり活動、創作・趣味活動など公共施設を利用して実施することにより、生きがい・健康づくりと社会参加を促進している。

【R4実績】

| 講座等の数（講座） | 受講者数（人） |
|-----------|---------|
| 講座：20 | 3,288 |
| イベント：4 | 102 |

⑤ 敬老祝金進呈事業（昭和34年度～）

毎年9月の敬老の日を中心とする行事の一環として、満100歳を迎えられる方を市長等が訪問し、敬老祝い金及び総理大臣からの表彰状と記念品（銀杯）をお贈りするとともに、満88歳を迎えられる方には敬老祝い品をお贈りし、長寿を祝福している。

【R4実績】

| 88歳（人） | 100歳（人） |
|--------|---------|
| 1,545 | 103 |

⑥ 鍼灸マッサージ等施術費助成事業（平成8年度～）

高齢者の健康増進と福祉向上を図るため、鍼灸マッサージ等施術費の一部を助成している。

【R4実績】

| 延利用者数（人） | 延利用回数（回） |
|----------|----------|
| 724 | 1,587 |

⑦ 三世代合同のつどい

高齢者と若い世代との交流により、各世代の諸問題を各世代の意見を交えて論議し、各世代がお互いに理解しあい、さらに高齢者の積極的な社会参加を目指している。

（3）高齢者福祉施設運営事業

① すかっとランド九頭竜管理運営（平成6年度～）※現在休館中

すかっとランド九頭竜は、平成3年度に、高齢者を中心とした生きがいと健康づくり、交流と憩いの場（高齢者生きがい総合センター）として建設した。

現在、施設老朽化等により当面休館している。

ア 施設概要

| | |
|-----------|--|
| 所在地 | 福井市天菅生町第3号10番地 |
| 敷地面積 | 33,717.36㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造り5階建 |
| 建築面積 | 4,691.68㎡ |
| 宿泊、研修センター | （事務室、会議室、談話ホール、売店、ラウンジ、レストラン、 宿泊30室、大・中広間、休養室、娯楽室、多目的ホール） |
| 健康センター | （体育館） |
| 交流センター | （大浴場、陶芸室、園芸室、伝承室） |
| 屋外施設 | （ゲートボールコート6面、マレットゴルフ及びパットパットゴルフ 18ホール、イベント広場、バーベキュー広場、ふれあいの森） |
| 建設費 | 46億8,000万円 |
| 開館 | 平成6年4月6日 |

② すこやかドーム管理運営（平成8年度～）

すこやかドームは、スポーツの普及啓発を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりを図るため、全天候型ゲートボール場としてすかっとランド九頭竜に併設して建設した。

ア 施設概要

所在地 福井市剣大谷町第2号6番地1
敷地面積 4,430.62㎡
構造 鉄骨造・平屋建
建築面積 1,673.22㎡
コート数 3コート
建設費 2億1,700万円
開館 平成8年4月1日

イ 利用料金

競技場 1コート1時間につき 620円
照明 1コート1時間につき 310円
器具 ゲートボール1セット1日につき 2,090円（スティック5本、ボール5個）

ウ 利用状況

【R4実績】

| | |
|---------|-------|
| 利用者数（人） | 5,360 |
|---------|-------|

③ 大安寺温泉泉源管理運営（平成14年度～）

すかっとランド九頭竜の敷地内にある、大安寺温泉第2号井の管理を行っている。

【R4実績】

| |
|----------------------|
| 配湯量（m ³ ） |
| 600 |

④ 美山楽く楽く亭管理運営（平成18年2月～）

美山楽く楽く亭は、高齢者等の生きがいと健康づくりのための施設として、休憩施設、入浴施設、室内温水プール及び屋外ゲートボール場を設け、利用者に開放している。また、美山地区内を巡回する無料送迎バスを毎週木曜日に運行している。

平成20年度から越前健康開発有限会社を指定管理者として管理運営を行っている。

ア 施設概要

所在地 福井市市波町26-15
敷地面積 7,833.14㎡
構造 本館 木造2階建、温水プール 鉄骨平屋建
建築面積 1,658.44㎡
いろいろの間、大広間、客室6室、男女浴室、屋内温水プール（22.5m×4コース）、ゲートボール場3面、駐車場35台
建設費 7億3,919万円
開館 平成3年5月20日

イ 利用料金

市内居住者：16歳～59歳310円、60歳以上150円、3歳～15歳210円、3歳未満無料
市外居住者：16歳以上520円、3歳～15歳210円、3歳未満無料

ウ 利用状況

【R4実績】

| |
|---------|
| 利用者数（人） |
| 6,426 |

⑤こしの高齢者ふれあいセンター管理運営（平成18年2月～）

こしの高齢者ふれあいセンターは、高齢者の自主的活動、寝たきりの予防等及び生きがいとふれあいの活動のための施設として、高齢者のグループなどに開放している。

ア 施設概要

| | |
|------|----------------|
| 所在地 | 福井市蒲生町第1号91番地2 |
| 敷地面積 | 887.57㎡ |
| 構造 | RC造りタイル貼り1階建 |
| 建築面積 | 160.00㎡ |
| 建設費 | 3,956万円 |
| 開館 | 平成13年7月10日 |

イ 利用料金

無料

ウ 利用状況**【R4実績】**

| |
|---------|
| 利用者数（人） |
| 367 |

⑥こしのゲートボール場管理運営（平成18年2月～）

こしのゲートボール場は、市民の憩いの場として高齢者の福祉施策、青少年の健全育成及び世代間の交流による地域の活性化を図るための施設として、ゲートボール利用者に開放している。

ア 施設概要

| | |
|------|-----------------|
| 所在地 | 福井市大味町第33号34番地1 |
| 敷地面積 | 1230.89㎡（更地） |
| 建設費 | 1,900万円 |
| 開場 | 平成6年7月1日 |

イ 利用料金

無料

ウ 利用状況**【R4実績】**

| |
|---------|
| 利用者数（人） |
| 0 |

⑦清水高齢者福祉センター管理運営（平成18年8月～）

清水高齢者福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設として、高齢者のグループなどに開放している。

ア 施設概要

| | |
|------|----------------|
| 所在地 | 福井市風巻町第28号8番地1 |
| 敷地面積 | 14,789㎡ |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造2階建 |

建築面積 3,883㎡
 建設費 9億5,387万円
 開館 平成18年8月1日

イ 利用料金

◇ 入館料 3歳未満無料、3歳～小学生300円、一般（中学生以上）500円、
 市内居住者：60歳以上300円、身体障がい者手帳をお持ちの方300円

ウ 利用状況

【R4実績】

| |
|---------|
| 利用者数（人） |
| 3,406 |

(4) 一般介護予防事業

① 自治会型デイホーム事業（平成12年度～）

在宅の高齢者を対象に、全地区において、月5回以上、最も身近な集会場等を利用し、介護予防（転倒骨折予防・認知症予防など）・健康チェック、創作・趣味活動及び各種相談等を行っている。専門の職員や地域のボランティア等との日常的なふれあいを通じて、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図り、高齢者同士及び地域の人々との仲間づくりやふれあいの輪を広げていくとともに、介護予防の様々な取組みを行っている。

【R4実績】

| 開催地区（地区） | 開催回数（回） | 実施会場（会場） | 延参加者数（人） |
|----------|---------|----------|----------|
| 49 | 3,577 | 456 | 35,907 |

② 多機能よろず茶屋設置事業（平成19年度～）

ア いきいき長寿よろず茶屋（平成19年度～）

元気な高齢者が自由に楽しく集える地域の仲間との交流拠点として、集会場などを利用した「よろず茶屋」を設置し、高齢者自身の生きがいがづくりと地域との一層のネットワークづくりを支援している。

【R4実績】

| 実施箇所（箇所） | 実施回数（回） | 延参加者数（人） |
|----------|---------|----------|
| 41 | 4,285 | 45,770 |

イ ささえあいの家（平成28年度～）

小規模での見守り・サロン・互助活動を一体的に提供する多機能よろず茶屋（ささえあいの家）設置に補助し、地域による支え合い活動を支援している。

【R4実績】

| |
|----------|
| 実施箇所（箇所） |
| 5 |

③ 介護予防対象者把握事業（平成29年度～）

元気度調査票（あたまの元気度調査票と、からだの元気度調査票「基本チェックリスト」）を各世帯に配布し、自己チェックの結果、生活機能の低下（運動機能・口腔機能・低栄養、認知機能）が疑われる場合には、地域包括支援センターに相談を促し、早期介護予防の取組を推進している。

また、公民館等の公共施設や医療機関等に元気度調査票を設置するとともに、自治会型デイホーム等、高齢者が集まる場を活用して元気度調査を周知し、介護予防活動の取組につなげている。

④ 口腔機能向上サービス事業（平成 29 年度～）

介護予防と関わりが深い口腔機能について、歯科医療機関における適切な指導を受けることにより、要介護状態になることを予防するとともに、かかりつけ歯科医療機関における定期的な歯科検診と指導につなげる。

【R4 実績】

| |
|---------|
| 利用者数（人） |
| 948 |

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業（平成 29 年度～）

リハビリ専門職を活用した地域包括支援センターのケアマネジメントの支援、高齢者の通いの場でのリハビリ専門職による介護予防活動の普及啓発及び実践的な取組の指導、並びに「いきいき百歳体操」に取り組む自主グループへの支援を行っている。

また、「いきいき百歳体操サポーター」を養成するとともに、自治会型デイホーム専任職員及びいきいき長寿よろず茶屋の介護予防推進員等を対象に研修会等を行い、介護予防活動を推進する人材を育成する。

【R4 実績】

| 事業内容 | 実施回数（回） |
|---------------------------|---------|
| 地域包括支援センターのケアマネジメント力の向上支援 | 40 回 |
| 高齢者の通いの場への支援 | 6 回 |
| 介護予防のための人材育成 | 4 回 |

⑥ 認知症検診（平成 26 年度～）

認知機能の低下を自己チェック・自己判定できる「あたまの元気度調査」を実施し、認知機能の低下が疑われる高齢者には医療機関でのMMS E 検査を行い、認知症の早期発見に努める。

【R4 実績】

| 一次検診 実施数（人） | 二次検診（MMS E） | |
|----------------|-------------|--------|
| | 該当者（人） | 受診者（人） |
| 5,091 | 1,331 | 251 |

⑦ 介護サポーターポイント制度（平成 21 年度～）

介護サポーターポイント制度に基づく活動を通して地域貢献することにより、はつらつと元気に暮らせる笑顔のコミュニティづくりを進めるとともに、サポーター自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進している。介護サポーター活動に対してポイントが付与され、1 年間で最大 5,000 円の交付金として換金できる。

【R4 実績】

| |
|---------|
| 活動者数（人） |
| 305 |

(5) 包括的支援事業

① 地域包括支援センター（平成18年度～）

包括的なケアを市民の身近な地域で行う中核機関として「地域包括支援センター（ほやねっと）」を日常生活圏域毎に設置し、包括的支援事業（※）を一体的に実施している。

| | 名称 | 担当地域 | 住所 | 電話番号 |
|----|----------|------------------------------------|-------------|---------|
| 1 | ほやねっと明倫 | 豊・木田 | 木田1丁目3308 | 33-5777 |
| 2 | ほやねっとあたご | 足羽・湊 | 明里町9-20 | 33-6800 |
| 3 | ほやねっと中央北 | 宝永・春山・松本 | 文京2丁目12-23 | 28-7271 |
| 4 | ほやねっと不死鳥 | 順化・日之出・旭 | 日之出4丁目3-12 | 20-5683 |
| 5 | ほやねっとあずま | 和田・円山 | 和田中町舟橋7-1 | 28-8511 |
| 6 | ほやねっと大東 | 啓蒙・岡保・東藤島 | 丸山町40-7 | 53-4092 |
| 7 | ほやねっと九頭竜 | 中藤島・森田 | 高木中央3丁目1701 | 57-0040 |
| 8 | ほやねっと北 | 西藤島・河合・明新 | 新田塚1丁目42-1 | 25-2510 |
| 9 | ほやねっとみなみ | 清明・麻生津 | 下荒井町20-6 | 43-1316 |
| 10 | ほやねっと社 | 社南・社北・社西 | 福1丁目1710 | 36-1246 |
| 11 | ほやねっと光 | 東安居・安居・一光・殿下・日新・清水東・清水西・清水南・清水北・越廼 | 大瀬町23字101 | 35-0313 |
| 12 | ほやねっと川西 | 大安寺・国見・鶉・棗・鷹巣・本郷・宮ノ下 | 仙町6-4 | 97-8003 |
| 13 | ほやねっと東足羽 | 酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・ | 下六条町217 | 41-4135 |
| | すいだに相談所 | 美山 | 梶谷町12-9-2 | 90-3858 |

(※包括的支援事業：①総合相談支援業務 ②権利擁護業務 ③包括的・継続的ケアマネジメント業務 ④介護予防マネジメント業務)

② 地域包括ケア推進協議会（平成27年度～）

地域包括ケアに向けた施策の調査審議、すまいるオアシスプランの進行管理、介護保険サービスに関する情報の調査分析及び検討、地域支援事業、地域密着型（介護予防）サービス事業の実施に必要な事項その他介護保険の円滑な運営について審議するため附属機関を設置している。

【委員】 20名（医師、薬剤師、栄養士、看護師、理学療法士、介護サービス事業者代表、市民団体代表等）

【委嘱】 平成3年4月1日から令和6年3月31日まで

【会議】 4回（令和4年度）

③ 在宅医療・介護連携推進事業（平成 26 年度～）

高齢者等が住みなれた地域で安心して在宅での生活を続けることができるよう、関係機関と調整を図り、医療と介護の連携を強化することを目的に、在宅の医療・介護に関わる多職種が相互に関係づくりを進めるための会議や研修会、地域住民に在宅ケアを普及啓発するための講習会を開催している。

【R4 実績】

福井市在宅医療・介護検討協議会

| 開催回数（回） |
|---------|
| 2 |

委員 12 名（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員 等）

在宅ケア講習会等

| 開催回数（回） | 参加者数（人） |
|---------|---------|
| 5 | 81 |

④ 生活支援体制整備事業

介護予防・生活支援サービス検討会議（平成 27 年度～）

市が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下総合事業）について、サービス供給体制の整備に必要な事項を協議するため、検討会議を設置している。

【R4 実績】

| 開催回数（回） |
|---------|
| 2 |

委員 14 名（理学療法士、作業療法士、介護サービス事業者代表、社会福祉関係団体代表、市民団体代表 等）

⑤ 認知症施策総合推進事業

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、以下の事業を実施している。

ア 認知症施策検討委員会設置事業（平成 26 年度～）

認知症に関わる医療や介護、福祉等の関係団体の代表が、施策の進行管理や問題点の検討を行い、新たな課題についても対応策を協議している。

【R4 実績】

| 開催回数（回） |
|---------|
| 2 |

委員 15 名（医師、歯科医師、薬剤師、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、民生児童委員 等）

イ 認知症地域支援推進員等設置促進事業（平成 23 年度～）

認知症の人や家族への効果的な支援を行うために、医療と介護、地域の支援機関等の連携強化、本人や家族への相談業務等の地域における支援体制の構築を図ることを目的に配置している。

| 配置事業所 | 人数 |
|----------|----|
| ほやねっと中央北 | 1 |

ウ 認知症初期集中支援チーム等設置事業（平成 26 年度～）

高齢者宅を訪問し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援を行うことを目的に医師、看護師、精神保健福祉士等で構成する「認知症初期集中支援チーム」を配置している。

【R4 実績】

| |
|---------|
| 訪問件数（件） |
| 288 |

エ 認知症カフェ運営補助金交付事業（平成 26 年度～）

認知症の人の家族の介護負担の軽減を図るため、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加し集う場所として「認知症カフェ」を運営する団体に対し補助金を交付している。

【R4 実績】

| 団体数 | 実施回数（回） | 延参加者数（人） |
|---------|---------|----------|
| 4（3 休止） | 107 | 416 |

（6）地域支援任意事業

① 介護者のつどい事業（平成 12 年度～）

要支援 1・2 及び要介護 1 から 5 までの在宅の要介護者の介護者を対象に、介護の仕方や健康に関する情報を提供し、介護者相互の意見交換や交流を通して在宅介護を支援している。

【R4 実績】

| 開催回数（回） | 参加者数（人） |
|---------|---------|
| 13 | 115 |

② 認知症理解普及促進事業（平成 22 年度～）

認知症に対する正しい知識を広め、偏見のない住みやすい地域づくりを進めるため、認知症サポーター養成講座の開催を支援している。認知症の人が利用しやすい店づくりに取り組む意向を示した店舗や企業、事業所を「認知症の人にやさしいお店等」として認定している。さらに、認知症サポーター養成講座受講者のうち、希望者を対象としたステップアップ研修を開催し、知識の向上を図っている。

また、認知症理解普及啓発のため、普及啓発を行う団体に対して活動補助金を交付している。

【R4 実績】

| 認知症サポーター養成講座 | | ステップアップ研修 | | 活動補助金 | | 認知症の人にやさしいお店等 |
|--------------|-----------------|-------------|-------------|------------|-------------|---------------|
| 実施回数 （回） | サポーター 養成数（人） | 実施回数 （回） | 受講者数 （人） | 団体数 （件） | 助成金額 （円） | 団体数 （件） |
| 61 | 2,144 | 1 | 20 | 0 | 0 | 170 |

③ 認知症高齢者ひとり歩き見守り事業（平成 27 年度～）

高齢者の認知症による行方不明等の事案が多く発生していることから、地域住民が認知症に関する正しい知識を持ち、日頃からの見守りや適切な対応等が行える地域づくりを目的に、公民館区で実施する。

【R4 実績】

| |
|------|
| 実施地区 |
| 0 地区 |

④ 認知症行方不明高齢者事前登録制度（平成 27 年度～）

認知症等で行方不明となるおそれのある高齢者の氏名・住所・身体的特徴等を事前に市に登録し、万が一、行方不明になった場合に早期発見と早期保護につなげる。

【R4 実績】

| |
|---------|
| 登録人数（人） |
| 529 |

⑤ 成年後見制度支援事業（平成 12 年度～）

判断能力の不十分な高齢者を支援するために、家庭裁判所に申立てを行う成年後見制度があるが、申立てをする親族がいない方には市長が申立てを行い、後見人報酬を負担できない方にはその費用を助成している。

【R4 実績】

| | |
|---------|-------------|
| 申立件数（件） | 報酬助成申請件数（件） |
| 36 | 50 |

⑥ 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業（平成 17 年度～）

高齢者の虐待防止、早期発見及び早期対応のための支援方を充実させるため、保健、福祉、介護、医療をはじめ法曹、警察等の関係機関、関係諸団体の有機的な連携ネットワークを運営している。（「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」、平成 17 年 7 月設置）

【R4 実績】

| | |
|----------------|--------------|
| 高齢者虐待事例相談件数（件） | 虐待と判断した件数（件） |
| 93 | 61 |

⑦ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（平成 15 年度～）

福井市シルバーハウジング（福町市営住宅 S 棟）に入居している高齢者に対し、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう在宅生活を支援するため、生活援助員（L S A）を派遣し、生活指導、生活相談、安否の確認、緊急時の対応等を行っている。

【R4 実績】

| | | |
|----------|-------------|---------|
| 入居世帯数（戸） | 相談生活指導件数（件） | 安否確認（件） |
| 26 | 9 | 5,042 |

(7) 介護予防・生活支援サービス事業

① 介護予防・生活支援サービス事業（平成 29 年度～）

介護保険法の改正により、平成 29 年度から要支援者を対象にした訪問介護・通所介護が市の実施する地域支援事業に移行し、それぞれ訪問型サービス・通所型サービスとして実施している。

【R4 実績】

| | |
|---------|-----------|
| サービス種別 | 延べ利用者数（人） |
| 訪問型サービス | 7,896 |
| 通所型サービス | 25,346 |

② 介護予防ケアマネジメント事業（平成 29 年度～）

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者に対し適切なアセスメントを実施することにより、対象者の状況を踏まえた目標を設定し、対象者がそれを理解した上で目標達成に取り組んでいけるよう支援している。

【R4 実績】

| | 件数（件） |
|--------------|--------|
| 介護予防ケアマネジメント | 19,366 |

児 童 福 祉

1 幼児教育・保育

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育園や認定こども園などの特定教育・保育施設における教育・保育の利用を希望する場合には、申請に基づき、市から支給認定を受ける必要がある。

<支給認定区分>

| 認定区分 (子ども・子育て支援法の根拠規定) | 要件 | | 給付内容 | 利用できる 特定教育・保育施設 |
|---------------------------|-------|--------|-----------------|--------------------|
| | 児童年齢 | 保育の必要性 | | |
| 1号認定(第19条第1号) | 満3歳以上 | なし | 教育標準時間 | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定(第19条第2号) | 満3歳以上 | あり | 保育標準時間 保育短時間 | 保育園 認定こども園 |
| 3号認定(第19条第3号) | 満3歳未満 | あり | 保育標準時間 保育短時間 | 保育園 認定こども園 |

市から保育の必要性の認定(2・3号認定)を受けるためには、子どもの保護者のいずれもが、次に掲げる保育の必要性の事由のいずれかに該当しなければならない。

<保育の必要性の認定事由>

| | 事由 | 基準 |
|---|------------|---|
| ① | 就労 | 1月あたり64時間以上労働することが常態であること。 |
| ② | 妊娠・出産 | 妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。 |
| ③ | 保護者の疾病、障がい | 次のいずれかに該当すること。 ・疾病にかかっていること。 ・負傷していること。 ・精神若しくは身体に障がいを有していること。 |
| ④ | 親族の介護・看護 | 親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時看護又は介護していること。 |
| ⑤ | 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 |
| ⑥ | 求職活動 | 求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。 |
| ⑦ | 就学 | 次のいずれかに該当すること。 ・学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ・ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。 |
| ⑧ | 育児休業による育児 | 育児休業を取得しており、その子どもの育児のために兄弟が保育施設を利用すること。 |
| ⑨ | 育休によらない育児 | 子どもの育児のために兄弟が保育施設を利用すること。 |

<保育の必要量>

保育の必要性の認定事由に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分する。

| 保育必要量 | 保育の利用時間(1日上限) | 対象事由 |
|--------|---------------|--|
| 保育標準時間 | 11時間まで | ①月120時間以上の就労 ②妊娠・出産(予定日3か月前～産後8週まで) ⑤災害復旧 |
| 保育短時間 | 8時間まで | ①月64時間以上120時間未満の就労 ⑥求職活動 ⑧育児休業(産後8週～満1歳到達まで) ⑨育休によらない育児(産後8週～満1歳到達まで) |

(1) 特定教育・保育施設

ア) 公立保育園 (19か所)

(令和5年4月1日現在)

| 施設名 | 認可定員 | 所在地 | 開設年月 | 施設名 | 認可定員 | 所在地 | 開設年月 |
|-------|------|--------|---------|-------|------|--------|---------|
| 西 部 | 80 | 花月2丁目 | S24. 4 | 西 安 居 | 85 | 本堂町 | S34. 4 |
| 北 部 | 100 | 松本2丁目 | S27. 2 | 松 本 | 70 | 幾久町 | S33. 12 |
| 日 之 出 | 80 | 日之出5丁目 | S27. 10 | 上 北 野 | 110 | 上北野1丁目 | S36. 1 |
| 湊 | 60 | 光陽1丁目 | S27. 10 | 啓 蒙 | 160 | 開発1丁目 | S39. 1 |
| 西 藤 島 | 120 | 三郎丸1丁目 | S28. 10 | 牧 島 | 80 | 文京3丁目 | S39. 10 |
| 御 幸 | 100 | 御幸2丁目 | S29. 3 | 本 郷 | 30 | 大年町 | S30. 5 |
| 社 | 105 | 種池1丁目 | S30. 3 | 森 田 東 | 85 | 上森田4丁目 | S29. 4 |
| 花 堂 | 25 | 花堂北2丁目 | S31. 4 | 森 田 浜 | 135 | 栗森町浜 | S41. 4 |
| 河 合 | 80 | 山室町 | S30. 3 | 森 田 栄 | 110 | 栄町 | S48. 4 |
| 清 明 | 60 | 江端町 | S34. 4 | | | | |

イ) 公立認定こども園 (8か所)

(令和5年4月1日現在)

| 施設名 | 認可定員 | 所在地 | 開設年月 | 施設名 | 認可定員 | 所在地 | 開設年月 |
|-----|------|------|--------|-------|------|-------|--------|
| 六 条 | 55 | 天王町 | H28. 4 | 東 藤 島 | 90 | 藤島町 | H30. 4 |
| 文 殊 | 60 | 太田町 | H28. 4 | 麻 生 津 | 110 | 浅水二日町 | H31. 4 |
| 鶉 | 110 | 砂子坂町 | H29. 4 | 東 郷 | 120 | 東郷二ヶ町 | H31. 4 |
| 棗 | 70 | 石新保町 | H29. 4 | み や ま | 125 | 境寺町 | R 2. 4 |

ウ) 私立保育園 (7か所)

(令和5年4月1日現在)

| 施設名 | 認可定員 | 所在地 | 開設年月 | 施設名 | 認可定員 | 所在地 | 開設年月 |
|-------|------|--------|--------|--------|------|------|--------|
| 緑 ケ 丘 | 20 | 鮎川町 | S35. 4 | 仁 愛 | 120 | 天池町 | S49. 4 |
| 中 藤 | 100 | 高木北4丁目 | S40. 4 | 大 和 田 | 80 | 大和田町 | H 8. 4 |
| 西 光 寺 | 50 | 左内町 | S42. 9 | ゆきんこ森田 | 100 | 石盛町 | H27. 4 |
| 高 木 | 100 | 高木北2丁目 | S45. 8 | | | | |

エ) 私立認定こども園 (60か所)

(令和5年4月1日現在)

| 施設名 | 認可定員 | 所在地 | 開設年月 | 施設名 | 認可定員 | 所在地 | 開設年月 |
|--------------|------|--------|--------|-----------|------|------------|--------|
| 昭 和 | 105 | みのり1丁目 | H23. 4 | あ さ ひ | 142 | 梶野町 | H28. 4 |
| 福 井 佼 成 | 271 | 春日3丁目 | H23. 4 | み づ こ し | 145 | 豊岡1丁目 | H28. 4 |
| み ど り | 115 | 足羽1丁目 | H23. 4 | 花 園 | 130 | 松本1丁目 | H28. 4 |
| 梅 圃 | 220 | 今市町 | H23. 4 | え ば た | 105 | 江端町 | H28. 4 |
| 栄 冠 | 75 | 大手3丁目 | H25. 4 | 三心わくわく | 142 | 高木中央1丁目 | H28. 4 |
| 新 田 塚 幼 | 260 | 新田塚2丁目 | H27. 4 | 杉 の 木 台 | 155 | 中野1丁目 | H28. 4 |
| 暁 | 200 | 久喜津町 | H29. 4 | 鷹 巣 ひ か り | 95 | 西二ツ屋町 | H28. 4 |
| 城 之 橋 | 85 | 日之出3丁目 | H29. 4 | 清 水 台 | 155 | グリーンハイツ1丁目 | H28. 4 |
| 花園幼稚園 | 115 | 文京5丁目 | H29. 4 | やわらぎ木田 | 135 | 木田2丁目 | H28. 4 |
| 聖三一幼稚園 | 80 | 宝永2丁目 | H30. 4 | 三心えんざん | 145 | 今泉町 | H28. 4 |
| 光 の 子 | 120 | 日光2丁目 | H30. 4 | 木 の 実 | 145 | 北四ツ居1丁目 | H28. 4 |
| 藤島幼稚園 | 212 | 経田2丁目 | H30. 4 | た ん ぼ ぼ | 135 | 栗森2丁目 | H28. 4 |
| 藤島幼稚園 分 園 | 28 | 新田塚町 | H30. 6 | 鹿 苑 | 135 | みのり2丁目 | H29. 4 |

| | | | | | | | |
|-------------|-----|---------|--------|--------|-----|---------|--------|
| エンゼル 幼稚園 | 270 | 加茂河原3丁目 | H31. 4 | 社中央第二 | 95 | 運動公園1丁目 | H28. 4 |
| 尾上幼稚園 | 105 | 松本4丁目 | R 2. 4 | 文京 | 109 | 文京4丁目 | H29. 4 |
| 常葉幼稚園 | 75 | 花月1丁目 | R 4. 5 | 経田 | 145 | 二の宮3丁目 | H29. 4 |
| いずみ | 115 | 若杉浜2丁目 | H27. 4 | はちまん | 110 | 月見4丁目 | H29. 4 |
| 竹里 | 125 | 成和1丁目 | H27. 4 | あさむつ | 96 | 下荒井町 | H29. 4 |
| めぐみ | 175 | 久喜津町 | H27. 4 | 若草 | 116 | 城東2丁目 | H29. 4 |
| 青い鳥 | 45 | 中央2丁目 | H27. 4 | ゆりかご | 160 | 灯明寺3丁目 | H30. 4 |
| さくら | 155 | 文京1丁目 | H27. 4 | 岡保 | 120 | 河水町 | H30. 4 |
| 足羽東 | 142 | 東大味町 | H27. 4 | 日光 | 106 | 日光2丁目 | H30. 4 |
| あさかぜ | 150 | 渕1丁目 | H27. 4 | ゆきんこ光陽 | 98 | 光陽2丁目 | H30. 4 |
| 三谷館 | 85 | 中央2丁目 | H27. 4 | ふじしま | 120 | 四ツ井1丁目 | H30. 4 |
| エンゼル 保育園 | 135 | 西谷2丁目 | H27. 4 | 中藤東 | 140 | 高柳3丁目 | H30. 4 |
| しみず | 175 | 風巻町 | H28. 4 | 新田塚 | 140 | 新田塚1丁目 | H31. 4 |
| ひまわり | 115 | 足羽3丁目 | H28. 4 | めいりん | 160 | 花堂東2丁目 | H31. 4 |
| 社中央第一 | 135 | 渕4丁目 | H28. 4 | なのはな | 140 | 下森田藤巻町 | R4. 4 |
| 和田 | 265 | 和田3丁目 | H28. 4 | ひばり | 140 | 石盛2丁目 | R4. 4 |
| 玉ノ江 | 230 | 大島町柳 | H28. 4 | 森田さくら | 155 | 上野本町4丁目 | R4. 4 |

※認可定員は、1号、2号、3号認定の合計

オ) 私立幼稚園 (3か所)

(令和5年4月1日現在)

| 施設名 | 認可定員 | 所在地 | 開設年月 | 施設名 | 認可定員 | 所在地 | 開設年月 |
|-----|------|-------|---------|-----|------|--------|--------|
| 聖徳 | 180 | 松本3丁目 | S25. 4 | 小鳩 | 250 | 志比口2丁目 | S29. 4 |
| 報徳 | 140 | 手寄1丁目 | S30. 11 | | | | |

※子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設のみ

(2) 保育時間帯表

ア) 保育園・認定こども園 (2・3号認定)

<保育標準時間>

| | 7:00 | 7:30 | 8:00 | 16:00 | 18:00 | 18:30 | 19:00 | 22:00 |
|---------|----------------------------------|------|------|-------|-------|----------|-------|-------|
| 7時開所 | 利用可能な保育時間 7時～18時 (11時間) | | | | | 延長保育 | | |
| 7時30分開所 | 利用可能な保育時間 7時30分～18時30分 (11時間) | | | | | 延長 保育 | | |

<保育短時間>

| | 7:00 | 7:30 | 8:00 | 16:00 | 18:00 | 19:00 |
|---------|----------|---------------------------|------|-------|-------|-------|
| 7時開所 | 延長保育 | 利用可能な保育時間 8時～16時 (8時間) | | | 延長保育 | |
| 7時30分開所 | 延長 保育 | 利用可能な保育時間 8時～16時 (8時間) | | | 延長保育 | |

イ) 幼稚園・認定こども園 (1号認定)

| 開園時間 | 教育標準時間 | | | 閉園時間 |
|-----------------|----------------|--|--|-----------------|
| 一時預かり (幼稚園型) | 4時間～(園によって異なる) | | | 一時預かり (幼稚園型) |

(3) 利用者負担額階層区分別入所児童数

2・3号認定

単位：人 (令和5年4月1日現在)

| 総人員 | 階層別児童の内訳 | | | | | | | | | | | | |
|-------|----------|-----|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | A | B | C ₁ | C ₂ | D ₁ | D ₂ | D ₃ | D ₄ | D ₅ | D ₆ | D ₇ | D ₈ | D ₉ |
| 7,943 | 21 | 395 | 237 | 224 | 284 | 415 | 564 | 847 | 919 | 899 | 2,312 | 455 | 371 |

(広域委託児 36 人を含み、広域受託児 47 人を除く)

1号認定

単位：人 (令和5年4月1日現在)

| 総人員 | 階層別児童の内訳 | | | | | | | | | |
|-----|----------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| | 第1 | 第2 | 第3 | 第4 | 第5 | 第6 | 第7 | 第8 | 第9 | 第10 |
| 883 | 2 | 51 | 7 | 15 | 19 | 14 | 191 | 229 | 168 | 187 |

(広域委託児 1 人を含み、広域受託児 25 人を除く)

※1号認定については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設の利用児童数。

※2・3号認定の階層記号、1号認定の階層番号は、それぞれ(9)令和5年度 福井市利用者負担額表を参照

(4) 年齢別入所児童数

2・3号認定

単位：人（令和5年4月1日現在）

| 区 分 | | 年 齢 | 入所児童数（単位：人） | | | | |
|------|------------|-----|-------------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 0 歳 | 1～2 歳 | 3 歳 | 4 歳以上 | 計 |
| 管内 | 保育園 | 公立 | 31 | 294 | 182 | 435 | 942 |
| | | 私立 | 14 | 158 | 95 | 215 | 482 |
| | 認定 こども園 | 公立 | 15 | 123 | 82 | 159 | 379 |
| | | 私立 | 225 | 2,230 | 1,161 | 2,488 | 6,104 |
| | 計 | | | 285 | 2,805 | 1,520 | 3,297 |
| 広域委託 | 保育園 | 公立 | 0 | 2 | 2 | 2 | 6 |
| | | 私立 | 0 | 2 | 1 | 2 | 5 |
| | 認定 こども園 | 公立 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | 私立 | 2 | 8 | 6 | 8 | 24 |
| | 計 | | | 2 | 13 | 9 | 12 |
| 合計 | | | 287 | 2,818 | 1,529 | 3,309 | 7,943 |

（広域委託児 36 人を含み、広域受託児 47 人を除く）

1号認定

単位：人（令和5年4月1日現在）

| 区 分 | | 年 齢 | 入所児童数（単位：人） | | | | |
|--------|----|-----|-------------|-------|-----|-------|---|
| | | | 0 歳 | 1～2 歳 | 3 歳 | 4 歳以上 | 計 |
| 幼稚園 | 公立 | | | 0 | 0 | 0 | |
| | 私立 | | | 37 | 81 | 118 | |
| 認定こども園 | 公立 | | | 7 | 14 | 21 | |
| | 私立 | | | 256 | 488 | 744 | |
| 計 | | | | 300 | 583 | 883 | |

（広域委託児 1 人を含み、広域受託児 25 人を除く）

※1号認定については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設の利用児童数。

(5) 要保育児童数の推移

（令和5年4月1日現在）

| 年 度 | 人 口 (A) 人 | 就学前児童数 (B) 人 | 定 員 (C) 人 | 入所児童数 (D) 人 | 定員充足率 (D/C) % | 入 所 率 (D/B) % |
|-----|--------------|-----------------|--------------|----------------|------------------|------------------|
| R 2 | 261,986 | 12,641 | 9,550 | 8,420 | 88.2 | 66.6 |
| R 3 | 260,322 | 12,271 | 9,662 | 8,374 | 86.7 | 68.2 |
| R 4 | 258,198 | 11,848 | 9,820 | 8,198 | 83.5 | 69.2 |
| R 5 | 256,435 | 11,401 | 9,876 | 7,943 | 80.4 | 69.7 |

※2・3号認定のみ

(6) 障がい児等保育

心身の発達に障がいのある幼児に対しては、早期から適切な療育を行い、成長、発達を積極的に促進させていくことが必要であり、また、保育園等に入園した障がい児についても指導内容や方法、設備、施設の面で特別の配慮が必要となる。

本市では、家庭や専門機関との連携のもと、早期発見、早期支援を目指し、専門委員による面接等を通して障がい児及び保護者に対し適正な指導及び相談、判定を行いながら加配保育士制度による障がい児の保育を行っている。また、専門講師（保育カウンセラー）が訪園し、専門的な指導・助言を行い、障がい児保育の充実を図っている。

単位：人

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|-------|-------|-------|
| 公立 | 102 | 117 | 96 |
| 私立 | 138 | 190 | 183 |
| 計 | 240 | 307 | 279 |

(障がい児等保育児童数：3月末現在)

(7) 一時預かり事業

ア 一般型

週平均3日程度断続的に家庭保育が困難となる児童や、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる児童を預かり、保育を行っている。

単位：人

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 非定型的保育 | 3,078 | 3,829 | 2,371 | 2,113 |
| 緊急保育 | 1,093 | 689 | 592 | 623 |
| 私的理由保育 | 5,076 | 3,530 | 4,593 | 5,195 |
| 合計 | 9,247 | 8,048 | 7,556 | 7,931 |

イ 幼稚園型

平成27年度から、従来の幼稚園における預かり保育の後継として実施。

教育標準時間認定（1号認定）を受けて特定教育・保育施設に在籍している子どもに対して、教育標準時間の前後に当該施設において保育を行っている。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|----------|----------|----------|--------|
| 利用者（延数） | 121,510人 | 104,203人 | 111,671人 | 98,111 |

(8) 休日保育

就労形態の多様化に対応するため、認定こども園において、日曜日、国民の祝日等において保育を行っている。

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 利用者（延数） | 212人 | 83人 | 50人 | 51人 |

(9) 令和5年度 利用者負担額（保育料）表

< 2号・3号認定 >

| 各月初日に在籍する支給認定 子どもの属する世帯の階層区分 | | | 利用者負担額（月額 単位:円） | | | | |
|---------------------------------|----------------|---|---------------------------|---------------|-------------------------|---------------|---|
| | | | 保育標準時間 （1日の利用時間11時間まで） | | 保育短時間 （1日の利用時間8時間まで） | | |
| 層 | 定義 | | 3歳未満 | 3歳以上 | 3歳未満 | 3歳以上 | |
| A階層 | 生活保護法による被保護世帯 | | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| B階層 | 市町村民税非 課税世帯 | ひとり親世帯等 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 上記以外の世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| C階層 | 第1 | 市町村民税所得割額 24,300円未満 | ひとり親 世帯等 | 3,300 (0) | 0 | 3,300 (0) | 0 |
| | | (市町村民税均等割課 税世帯を含む。) | 上記以外の世帯 | 9,100 (0) | 0 | 8,900 (0) | 0 |
| | 第2 | 市町村民税 所得割額 24,300円以上 48,600円未満 | ひとり親 世帯等 | 3,300 (0) | 0 | 3,300 (0) | 0 |
| | | | 上記以外の世帯 | 13,100 (0) | 0 | 12,800 (0) | 0 |
| D階層 | 第1 | 市町村民税所得割額 48,600円以上64,700 円未満 | ひとり親 世帯等 | 3,300 (0) | 0 | 3,300 (0) | 0 |
| | | | 上記以外の世帯 | 16,400 (0) | 0 | 16,100 (0) | 0 |
| | 第2 | 市町村民税所得割額 64,700円以上77,101 円未満 | ひとり親 世帯等 | 3,300 (0) | 0 | 3,300 (0) | 0 |
| | | | 上記以外の世帯 | 21,800 (0) | 0 | 21,400 (0) | 0 |
| | | 市町村民税所得割額 77,101円以上80,800円未満 | | 21,800 (0) | 0 | 21,400 (0) | 0 |
| | 第3 | 市町村民税所得割額 80,800円以上97,000円未満 | | 27,200 (0) | 0 | 26,700 (0) | 0 |
| | 第4 | 市町村民税所得割額 97,000円以上121,000円未満 | | 33,400 (0) | 0 | 32,800 (0) | 0 |
| | 第5 | 市町村民税所得割額 121,000円以上145,000円未満 | | 36,700 (0) | 0 | 36,000 (0) | 0 |

| | | | | | |
|----|----------------------|----------|---|----------|---|
| 第6 | 市町村民税所得割額 | 41,100 | 0 | 40,400 | 0 |
| | 145,000円以上169,000円未満 | (0) | | (0) | |
| 第7 | 市町村民税所得割額 | 45,600 | 0 | 44,800 | 0 |
| | 169,000円以上301,000円未満 | (22,800) | | (22,400) | |
| 第8 | 市町村民税所得割額 | 48,600 | 0 | 47,700 | 0 |
| | 301,000円以上397,000円未満 | (24,300) | | (23,850) | |
| 第9 | 市町村民税所得割額 | 54,900 | 0 | 53,900 | 0 |
| | 397,000円以上 | (27,450) | | (26,950) | |

※表中()内の金額は、多子軽減で半額になる場合の利用者負担額

<注意事項>

(1) 年度切替え

4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定します。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがあります。

(2) 多子軽減

- ① 当該世帯内で施設（保育園、認定こども園、幼稚園）等を利用している子どもが複数いる場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ② 世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は、①の多子計算の算定対象となる子どもについての第一子の年齢制限（小学校就学前まで）がなくなり、年齢に関わらず「生計を一にする子ども」となります。ここでいう「生計を一にする子ども」は、保護者が養っている直系卑属に限ります。なお、保護者と別居している場合には、市民税課税上保護者に扶養されていることが必要です。
- ③ 世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等については、②の多子計算の算定対象となる子どもの範囲（第一子の年齢制限なし）における第2子以降の子どもに係る利用者負担額を無料とします。

(3) すくすく保育支援事業（多子世帯における保育料無料化対象者の拡大）

- ・保護者と生計を一にする子どもが3人以上いる場合、(2)に掲げる多子軽減の条件に関係なく3人目以降は無料となります。
- ・市町村民税所得割額が169,000円未満の場合は、多子軽減の条件に関係なく2人目以降は無料となります。

<1号認定>

| 各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分 | | 利用者負担額 (月額 単位:円) | |
|-----------------------------|-----------------------------------|---------------------|---|
| 階層 | 定義 | | |
| 第1 | 生活保護法による被保護世帯 | 0 | |
| 第2 | 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。) | ひとり親世帯等 | 0 |
| | | 上記以外の世帯 | 0 |
| 第3 | 市町村民税所得割額 24,300円以下 | ひとり親世帯等 | 0 |
| | | 上記以外の世帯 | 0 |

| | | | |
|------|--------------------------------------|---------|---|
| 第 4 | 市町村民税所得割額 24,301 円以上 48,600 円以下 | ひとり親世帯等 | 0 |
| | | 上記以外の世帯 | 0 |
| 第 5 | 市町村民税所得割額 48,601 円以上 64,700 円以下 | ひとり親世帯等 | 0 |
| | | 上記以外の世帯 | 0 |
| 第 6 | 市町村民税所得割額 64,701 円以上 77,100 円以下 | ひとり親世帯等 | 0 |
| | | 上記以外の世帯 | 0 |
| 第 7 | 市町村民税所得割額 77,101 円以上 144,100 円以下 | | 0 |
| 第 8 | 市町村民税所得割額 144,101 円以上 211,200 円以下 | | 0 |
| 第 9 | 市町村民税所得割額 211,201 円以上 301,000 円以下 | | 0 |
| 第 10 | 市町村民税所得割額 301,001 円以上 | | 0 |

2 子育て支援

(1) 児童手当の給付

家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、中学校修了前までの児童を養育している人に手当を給付する。

| (手当額) | (月額) | |
|-----------------|---------|---------|
| 0～3歳未満（3歳誕生日まで） | 15,000円 | |
| 3歳～小学校終了前 | 第1子、第2子 | 10,000円 |
| | 第3子以降 | 15,000円 |
| 中学生 | 10,000円 | |
| 所得制限世帯 | 5,000円 | |
| 所得上限超過世帯 | 0円 | |

(給付実績)

| 年度 | 受給者数 | 給付額 |
|-------|---------|-------------|
| 令和2年度 | 18,427人 | 3,955,315千円 |
| 令和3年度 | 18,109人 | 3,862,955千円 |
| 令和4年度 | 16,822人 | 3,702,860千円 |

(2) 子ども医療費の助成

子どもの健やかな成長を支援するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生相当までの子どもに対し、医療費等の一部を助成する。

- ・自己負担 就学児には自己負担あり

通院 1月・1医療機関（薬局を除く）あたり500円

入院 1月・1医療機関（薬局を除く）あたり500円×8日まで（500円×8日＝月4,000円を上限）

(助成実績) ※令和4年度からは高校3年生相当までの子どもが助成対象

| 年度 | 受給対象者数 | 助成件数 | 助成額 |
|-------|---------|----------|--------------|
| 令和2年度 | 33,160人 | 324,790件 | 658,463,069円 |
| 令和3年度 | 32,726人 | 386,449件 | 811,980,213円 |
| 令和4年度 | 38,447人 | 446,812件 | 920,453,190円 |

(3) 未熟児養育医療の給付

医師に入院養育が必要と認められた未熟児に対し、医療費等の一部を給付する。

(給付実績)

| 年度 | 助成件数 | 支払額 | うち、自己負担額 (子ども医療費等により公金振替) |
|-------|------|-------------|------------------------------|
| 令和2年度 | 173件 | 17,666,434円 | 3,695,820円 |
| 令和3年度 | 151件 | 15,057,801円 | 3,288,020円 |
| 令和4年度 | 136件 | 14,027,162円 | 3,492,028円 |

(4) 児童相談

(相談件数：実件数)

| 年度 | 養護相談 | | 保健相談 | 障害相談 | 非行相談 | 育成相談 | その他の相談 | 計 |
|-------|--------|--------|------|------|------|------|--------|--------|
| | 児童虐待相談 | その他の相談 | | | | | | |
| 令和2年度 | 88件 | 831件 | 0件 | 7件 | 2件 | 224件 | 25件 | 1,177件 |
| 令和3年度 | 73件 | 890件 | 1件 | 6件 | 0件 | 164件 | 9件 | 1,143件 |
| 令和4年度 | 48件 | 788件 | 5件 | 6件 | 2件 | 163件 | 24件 | 1,036件 |

(5) 子ども相談・子育て支援事業

「男女共同参画・子ども家庭センター」内の子育て支援室・相談室で、親子の交流の場を提供するとともに臨床心理士等の専門職が子どもに関するさまざまな相談に応じ、情報提供や助言等の適切な支援を行う。

(利用・相談件数：延件数)

| 事業内容 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|----------------|----------------|----------------|
| 子育て支援室 | 6,104名(同伴者を含む) | 5,895名(同伴者を含む) | 5,405名(同伴者を含む) |
| 相談室 | 1,271件 | 1,175件 | 1,099件 |

(6) 子育て世帯訪問支援事業

虐待予防の観点から、妊婦、就学前の乳幼児を養育している家庭、又はヤングケアラーがいる家庭のうち、特に養育支援が必要な家庭に対し、専門的な指導・助言、育児・家事援助を行う。

(令和4年度から対象家庭にヤングケアラーがいる家庭を追加)

※ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども

(実績)

| 年度 | 訪問件数 | |
|-------|-------|---------|
| | 指導・助言 | 育児・家事援助 |
| 令和2年度 | 27件 | 127件 |
| 令和3年度 | 64件 | 109件 |
| 令和4年度 | 78件 | 89件 |

(7) 子どもの貧困対策事業

生活に困窮している家庭やひとり親家庭などの子どもに対し、教育の機会均等を図るとともに、安心して通うことができる居場所を提供するため、学習支援教室を開催する。

(実績)

| 年度 | 参加人数(延べ) | 教室開催回数 |
|-------|----------|--------|
| 令和2年度 | 917人 | 190回 |
| 令和3年度 | 392人 | 122回 |
| 令和4年度 | 1,011人 | 205回 |

(8) 病児保育事業

病気治療中又は病気回復期にあり、かつ、保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった児童について、一時的受入れ先を確保することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的としている。

また、保育園等において保育中に体調不良となった児童を保護者が迎えに行くことができない場合、病児保育施設の看護師が保護者に代わって送迎を行うことで保護者の子育てと就労の両立を図る病児保育施設送迎サービスを実施した(平成30年度末 事業廃止)。

[病児保育実施施設]

- ・福井県済生会乳児院 (病後児保育)
- ・福井総合クリニック (病後児保育)
- ・福井愛育病院 愛育ちびっこハウス (病後児・病児保育)
- ・大滝病院 病児病後児保育園 (病後児・病児保育)

| (延利用人数) | | 単位：人 | |
|---------|-------|-------|-------|
| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 病後児保育 | 401 | 766 | 348 |
| 病児保育 | 1567 | 3,153 | 2,541 |

(9) 子育て支援短期利用事業

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一時的に養育することによって、児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

- ・ショートステイ：24時間体制で養育し、利用期間は月7日以内とする。
- ・トワイライトステイ：基本的に17時～22時まで養育し、利用期間は6ヵ月以内とする。

[実施施設]

- ・福井県済生会乳児院 (3歳未満)
- ・ほほ咲みの郷 (3歳以上)
- ・吉江学園 (3歳以上)

| (延利用人数) | | 単位：人 | |
|-----------|-------|-------|-------|
| 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| ショートステイ | 224 | 262 | 349 |
| トワイライトステイ | 0 | 1 | 0 |

(10) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流の場と、子育てに関する支援情報の提供など、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスを行うことにより、子育ての負担感の緩和を図り、

安心して子育てができることを目的としている。

[実施施設]

ぱんだルーム、ひよこ広場、ぴよんぴよんルーム、

すくすくキッズ、AOSSA子ども家庭センター子育て支援室・相談室、おやこの広場 あ・の・ね、赤とんぼ、たんぼ広場、ハーツきつず羽水・学園・志比口、きのこルーム

| (延利用人数) | | 単位：人 | |
|---------|--------|--------|--|
| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | |
| 62,311 | 71,553 | 74,335 | |

(11) すみずみ子育てサポート事業

社会的にやむを得ない事由により、児童を養育できない保護者に対し、一時預かりや家庭支援などのサービスを提供することにより、子育て家庭の経済的・精神的負担を軽減することを目的としている。

〔実施施設〕

- ・福井市（の～び・のび）
- ・シルバー人材センター（ひだまりの家、家庭支援サービス）
- ・福井県民生活協同組合（ハーツきつず羽水、ハーツきつず学園、ハーツきつず志比口、きらめきくらしのサポート）
- ・アイビーエージェント株式会社（とらいあんぐる）
- ・株式会社Select（すまいりいきつず）
- ・一般社団法人シングルマザーの幸せな生活研究所（キッズ&ベビールームPRIBABY）
- ・ベビーシッターくれいどる

| (延利用人数) | | 単位：人 |
|---------|--------|--------|
| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 14,477 | 16,769 | 14,313 |

3 児童健全育成

(1) 児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与えてその健康及び体力を増進し、また情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。また、各児童館で、保護者が共働きなどで学校から家に帰っても誰もいない家庭の児童を対象に、放課後児童クラブ事業を実施している。

① 開館日等

毎週月曜日から金曜日まで（12時から18時まで）

長期休暇中（春休み・夏休み・秋休み・冬休み）及び土曜日（8時30分から18時まで）

② 休館日 日曜日、祝日、年末年始

③ 指定管理者 （福）福井市社会福祉協議会（くりのみ児童館を除く）、（福）竹伸会（くりのみ児童館）

④ 児童館一覧

(R5. 4. 1現在)

| | 児童館名 | 所在地 | | 児童館名 | 所在地 |
|----|------|--------------|----|--------|-----------------|
| 1 | つばき | 種池2丁目309番地 | 14 | たんぽぽ | 和田1丁目7番26号 |
| 2 | ひまわり | 文京6丁目20番21号 | 15 | すみれ | 上野本町2丁目1302番地 |
| 3 | さざんか | 春日町221番地2 | 16 | どんぐり | 北四ツ居2丁目7番14号 |
| 4 | とちのき | 松本1丁目30番24号 | 17 | くるみ | 若杉4丁目2102番地 |
| 5 | もくせい | 太田町第14号7番地 | 18 | つくし | 西堀町第8号107番地 |
| 6 | とまと | 大瀬町第24号5番地1 | 19 | すぎのこ | 市波町第25号3番地4 |
| 7 | すいせん | 灯明寺2丁目2109番地 | 20 | くりのみ | グリーンハイツ9丁目165番地 |
| 8 | すずらん | 江端町第29号101番地 | 21 | まきやま | 東郷二ヶ町第25号16番地 |
| 9 | ふじ | 高木北2丁目1106番地 | 22 | たけのこ | 砂子坂町第5号58番地 |
| 10 | もみじ | 新保1丁目920番地 | 23 | さくらんぼ | 林町第48号25番地 |
| 11 | こすもす | 日之出5丁目14番1号 | 24 | ちゅうりっぷ | 荒木新保町第45号7番地1 |
| 12 | くすのき | 花堂北2丁目5番3号 | 25 | まつのき | 松本4丁目8番4号 |
| 13 | たちばな | 光陽1丁目25番29号 | | | |

平成28年4月1日から春山小学校及び足羽小学校、平成30年4月1日から旭小学校、令和4年4月1日から麻生津小学校の余剰教室等を活用し、遊びを通して心身ともに健やかな児童を育成することを目的とした「げんキッズ育成事業」を実施している。（事業実施時間及び事業休止日は児童館と同様）

| | 名称 | 所在地 |
|---|-----------|-----------------------|
| 1 | さくらじどうかん | 文京3丁目13番1号（春山小学校内） |
| 2 | あじさいじどうかん | 足羽3丁目1番1号（足羽小学校内） |
| 3 | さつきじどうかん | 手寄2丁目2番5号（旭小学校内） |
| 4 | あさがおじどうかん | 浅水二日町第28号5番地（麻生津小学校内） |

(2) 児童クラブ

学校の余裕教室等を利用して、放課後留守家庭の小学生に遊びや生活の場を提供している。

| | 名 称 | 所 在 地 | | 運 営 者 |
|----|----------------|-------------------|--------------|------------|
| 1 | 木田児童クラブ | 春日町 221 番地 1 | 旧木田公民館内 | NPO 法人 |
| 2 | 第 2 木田児童クラブ | 木田 1 丁目 1406 番地 | 旧木田保育園内 | NPO 法人 |
| 3 | さざんか児童クラブ | 春日町 221 番地 2 | さざんか児童館内 | 社会福祉法人 |
| 4 | のびっ子クラブ木田 | 木田 1 丁目 1360 番地 | 木田小学校内 | 労働者協同組合 |
| 5 | のびっ子クラブ豊 | 月見 3 丁目 9 番 1 号 | 豊小学校内 | 労働者協同組合 |
| 6 | のびっ子クラブ豊第 2 | 月見 3 丁目 9 番 1 号 | 豊小学校内 | 労働者協同組合 |
| 7 | くすのき児童クラブ | 花堂北 2 丁目 5 番 3 号 | くすのき児童館内 | 社会福祉法人 |
| 8 | あじさい児童クラブ | 足羽 3 丁目 1 番 1 号 | 足羽小学校内 | 社会福祉法人 |
| 9 | ハーツきッズ湊児童クラブ | 学園 1 丁目 4 番 8 号 | 湊小学校内 | 福井県民生活協同組合 |
| 10 | たちばな児童クラブ | 光陽 1 丁目 25 番 29 号 | たちばな児童館内 | 社会福祉法人 |
| 11 | さくら児童クラブ | 文京 3 丁目 13 番 1 号 | 春山小学校内 | 社会福祉法人 |
| 12 | まつのき児童クラブ | 松本 4 丁目 8 番 4 号 | まつのき児童館内 | 社会福祉法人 |
| 13 | 順化児童クラブ | 大手 3 丁目 16 番 1 号 | 順化小学校内 | 社会福祉法人 |
| 14 | まつもと児童クラブ | 町屋 3 丁目 14 番 20 号 | 松本小学校内 | 社会福祉法人 |
| 15 | とちのき児童クラブ | 松本 1 丁目 30 番 24 号 | とちのき児童館内 | 社会福祉法人 |
| 16 | ハーツきッズ日之出児童クラブ | 日之出 5 丁目 11 番 1 号 | 日之出小学校内 | 福井県民生活協同組合 |
| 17 | こすもす児童クラブ | 日之出 5 丁目 14 番 1 号 | こすもす児童館内 | 社会福祉法人 |
| 18 | さつき児童クラブ | 手寄 2 丁目 2 番 5 号 | 旭小学校内 | 社会福祉法人 |
| 19 | 日新児童クラブ | 文京 5 丁目 25 番 30 号 | 日新小学校内 | 地区運営委員会 |
| 20 | ひまわり児童クラブ | 文京 6 丁目 20 番 21 号 | ひまわり児童館内 | 社会福祉法人 |
| 21 | のびっ子クラブ清明 | 江端町第 37 号 18 番地 2 | 旧清明公民館 | 労働者協同組合 |
| 22 | のびっ子クラブ清たん | 江端町第 37 号 18 番地 2 | 旧清明公民館 | 労働者協同組合 |
| 23 | すずらん児童クラブ | 江端町第 29 号 101 番地 | すずらん児童館内 | 社会福祉法人 |
| 24 | 東安居児童クラブ | 水越 2 丁目 503 番地 | 東安居小学校内 | 労働者協同組合 |
| 25 | とまと児童クラブ | 大瀬町第 24 号 5 番地 1 | とまと児童館内 | 社会福祉法人 |
| 26 | 社南児童クラブ江守の里 | 江守の里 1 丁目 1412 番地 | ふれあいセンターあさかぜ | 社会福祉法人 |
| 27 | 社南児童クラブあさかぜ | 湊 1 丁目 3211 番地 | 認定こども園あさかぜ内 | 社会福祉法人 |
| 28 | のびっ子クラブ社南 | 湊 4 丁目 748 番地 | 旧至民中学校 | 労働者協同組合 |
| 29 | つばき児童クラブ | 種池 2 丁目 309 番地 | つばき児童館内 | 社会福祉法人 |
| 30 | 社北児童クラブ | 若杉 4 丁目 143 番地 | 社北小学校内 | 地区運営委員会 |
| 31 | くるみ児童クラブ | 若杉 4 丁目 2102 番地 | くるみ児童館内 | 社会福祉法人 |
| 32 | 社児童クラブ | 下江守町第 22 号 18 番地 | 社西小学校内 | 社西地区社協 |
| 33 | 社第 2 児童クラブ | 下江守町第 22 号 18 番地 | 社西小学校内 | 社西地区社協 |
| 34 | あさがお児童クラブ | 浅水二日町第 28 号 5 番地 | 麻生津小学校内 | 社会福祉法人 |
| 35 | 和田児童クラブ | 和田東 1 丁目 1504 番地 | 旧和田公民館 | 地区運営委員会 |

| | 名 称 | 所 在 地 | | 運 営 者 |
|----|----------------|-----------------|--------------|------------|
| 36 | 和田第2児童クラブ | 勝見3丁目20番12号 | いちごの森内 | 医療法人 |
| 37 | たんぼぼ児童クラブ | 和田1丁目7番26号 | たんぼぼ児童館内 | 社会福祉法人 |
| 38 | 円山なごみ児童クラブ第1教室 | 北四ツ居3丁目15番17号 | 円山小学校内 | 社会福祉法人 |
| 39 | 円山なごみ児童クラブ第2教室 | 北四ツ居3丁目15番17号 | 円山小学校内 | 社会福祉法人 |
| 40 | どんぐり児童クラブ | 北四ツ居2丁目7番14号 | どんぐり児童館内 | 社会福祉法人 |
| 41 | ハーツきっず啓蒙児童クラブ | 開発1丁目1008番地 | 啓蒙小学校内 | 福井県民生活協同組合 |
| 42 | もみじ児童クラブ | 新保1丁目920番地 | もみじ児童館内 | 社会福祉法人 |
| 43 | 岡保児童クラブ | 河水町第18号8番地 | 岡保幼小学校内 | 地区運営委員会 |
| 44 | さくらんぼ児童クラブ | 林町第48号25番地 | さくらんぼ児童館内 | 社会福祉法人 |
| 45 | つくし児童クラブ | 西堀町第8号107番地 | つくし児童館内 | 社会福祉法人 |
| 46 | のびっ子クラブ中藤 | 高柳3丁目3001番地 | 中藤小学校内 | 労働者協同組合 |
| 47 | のびっ子クラブ中藤第2 | 高柳3丁目3001番地 | 中藤小学校内 | 労働者協同組合 |
| 48 | のびっ子クラブ中藤第3 | 高柳3丁目3001番地 | 中藤小学校内 | 労働者協同組合 |
| 49 | ふじ児童クラブ | 高木北2丁目1106番地 | ふじ児童館内 | 社会福祉法人 |
| 50 | 河合児童クラブ | 山室町第10号12番地 | 河合小学校内 | 地区運営委員会 |
| 51 | 森田児童クラブ | 八重巻中町29の3番地 | 八重巻公会堂 | 地区運営委員会 |
| 52 | 森田第2児童クラブ | 下森田新町1143番地 | 森田会館 | 地区運営委員会 |
| 53 | 森田第3児童クラブ | 下森田新町1136番地 | 森田小学校内 | 労働者協同組合 |
| 54 | 森田第4児童クラブ | 下森田新町1136番地 | 森田小学校内 | 労働者協同組合 |
| 55 | 森田第5児童クラブ | 下森田新町1136番地 | 森田小学校内 | 労働者協同組合 |
| 56 | 森田さくら児童クラブ | 上野本町4丁目2408番地 | 森田さくら認定こども園内 | 社会福祉法人 |
| 57 | すみれ児童クラブ | 上野本町2丁目1302番地 | すみれ児童館内 | 社会福祉法人 |
| 58 | わかば児童クラブ | 灯明寺1丁目1801番地 | 旧明新公民館 | 地区運営委員会 |
| 59 | わかば第2児童クラブ | 灯明寺1丁目1801番地 | 旧明新公民館 | 地区運営委員会 |
| 60 | わかば第3なかよし児童クラブ | 灯明寺1丁目2101番地 | 明新小学校内 | 地区運営委員会 |
| 61 | わかば第4なかよし児童クラブ | 灯明寺1丁目2101番地 | 明新小学校内 | 地区運営委員会 |
| 62 | すいせん児童クラブ | 灯明寺2丁目2109番地 | すいせん児童館内 | 社会福祉法人 |
| 63 | 安居児童クラブ | 本堂町第4号12番地 | 安居小学校内 | 地区運営委員会 |
| 64 | 殿下児童クラブ | 風尾町第6号24番地 | 殿下小中学校内 | 地区運営委員会 |
| 65 | 越廼児童クラブ | 栞崎町第1号68番地 | 越廼公民館内 | 地区運営委員会 |
| 66 | 清水西放課後児童クラブ | 大森町第34号1番地 | 旧清水西保育園 | 社会福祉法人 |
| 67 | 清水南児童クラブ | 真栗町第15号33番地 | 清水南小学校内 | 労働者協同組合 |
| 68 | くりのみ児童クラブ | グリーンハイツ9丁目165番地 | くりのみ児童館内 | 社会福祉法人 |
| 69 | 大安寺児童クラブ | 田ノ谷町第14号6番地 | 大安寺幼稚園内 | 地区運営委員会 |
| 70 | 国見児童クラブ | 鮎川町第92号23番地 | 緑ヶ丘保育園内 | 社会福祉法人 |
| 71 | たけのこ児童クラブ | 砂子坂町第5号58番地 | たけのこ児童館内 | 社会福祉法人 |
| 72 | なつめ児童クラブ | 石新保町第12号32番地 | 棗小中学校内 | 地区運営委員会 |
| 73 | 鷹巣児童クラブ | 大窪町43字堂之後山10番1 | 鷹巣児童クラブ | 社会福祉法人 |

| | 名 称 | 所 在 地 | | 運 営 者 |
|----|-------------|--------------------|------------|---------|
| 74 | 本郷児童クラブ | 大年町第 65 号 32 番地 | 本郷小学校内 | 地区運営委員会 |
| 75 | ちゅうりっぷ児童クラブ | 荒木新保町第 45 号 7 番地 1 | ちゅうりっぷ児童館内 | 社会福祉法人 |
| 76 | 一乗児童クラブ | 西新町第 1 号 4 番地 | 一乗小学校内 | 地区運営委員会 |
| 77 | 上文殊児童クラブ | 生部町第 36 号 6 番地 | 上文殊小学校内 | 社会福祉法人 |
| 78 | もくせい児童クラブ | 太田町第 14 号 7 番地 | もくせい児童館内 | 社会福祉法人 |
| 79 | 六条児童クラブ | 上筋生田町第 5 号 16 番地 | 六条小学校内 | 地区運営委員会 |
| 80 | まきやま児童クラブ | 東郷二ヶ町第 25 号 16 番地 | まきやま児童館内 | 社会福祉法人 |
| 81 | 啓明児童クラブ | 朝谷町第 1 号 20 番地 | 美山啓明幼稚園内 | 社会福祉法人 |
| 82 | すぎのこ児童クラブ | 市波町第 25 号 3 番地 4 | すぎのこ児童館内 | 社会福祉法人 |

(3) 児童小遊園遊具整備費補助事業

児童の健全育成を支援するため、地域の神社や寺院の敷地等に遊具を設置している自治会に、遊具の整備に要する費用の一部を補助する。

(遊具整備状況)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 所有自治会数 | 147自治会 | 147自治会 | 146自治会 |
| 増 設 | — | — | — |
| 取 替 | — | 1か所 | — |
| 撤 去 | 1か所 | — | 2か所 |

母子福祉等

1 児童扶養手当の給付

ひとり親家庭、あるいは父または母が極めて重度の障がいにある家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童を監護している父親や母親、あるいは父または母に代わってその児童を養育している人に、児童が満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで手当を給付する（所得制限有り）。

(手当額)

| | 全部支給 | 一部支給 |
|--------|---------|-----------------|
| 児童1人 | 44,140円 | 44,130円～10,410円 |
| 児童2人 | 10,420円 | 10,410円～5,210円 |
| 児童3人以降 | 6,250円 | 6,240円～3,130円 |

(給付実績)

| 年度 | 受給対象者数 | 受給者数 | 支給額 |
|-------|--------|--------|-----------|
| 令和2年度 | 1,999人 | 1,729人 | 882,315千円 |
| 令和3年度 | 1,949人 | 1,680人 | 859,905千円 |
| 令和4年度 | 1,881人 | 1,604人 | 823,623千円 |

2 ひとり親家庭等医療費等の助成

母子家庭、父子家庭及び養育者家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費等の一部を助成する（所得制限有り）。

(助成実績)

| 年度 | 受給対象者数 | 助成件数 | 助成額 |
|-------|--------|---------|--------------|
| 令和2年度 | 5,197人 | 47,463件 | 135,492,763円 |
| 令和3年度 | 5,733人 | 49,212件 | 142,073,559円 |
| 令和4年度 | 5,480人 | 50,461件 | 144,510,087円 |

3 ひとり親支援事業

(1) 母子家庭等自立支援事業

①母子生活支援事業

DV被害等の母子の社会適応を図るため、母子生活支援施設において母親と児童への助言、指導、自立支援を行う。

(実績)

| 年度 | 世帯数(人数) |
|-------|---------|
| 令和2年度 | 0世帯(0人) |
| 令和3年度 | 0世帯(0人) |
| 令和4年度 | 0世帯(0人) |

②母子家庭自立支援事業

母子家庭等の自立を支援するため、指定された講座の受講者に対し、高等職業訓練給付金等を支給する。

(実績)

| 支 援 事 業 | 受給者数 | | |
|-----------------|-------|-------|-------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 高等職業訓練促進給付金 | 2人 | 4人 | 2人 |
| 教育訓練給付金 | 1人 | 1人 | 2人 |
| 高等学校卒業程度認定合格支援者 | 0人 | 0人 | 0人 |

③ひとり親家庭就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭等の自立促進を図るため、離婚に伴う養育費取得のための弁護士相談や公正証書等の作成に対する補助、生活上・経済上の悩みなどに関する相談、女性のDVや離婚に関する相談を行う。

(相談実績)

(件)

| | 弁護士相談 | 公正証書等作成補助 | ひとり親家庭等相談 | 女性相談 |
|-------|-------|-----------|-----------|------|
| 令和2年度 | 7件 | — | 1,676件 | 504件 |
| 令和3年度 | 3件 | 0件 | 1,241件 | 356件 |
| 令和4年度 | 2件 | 7件 | 1,167件 | 320件 |

(2) 母子家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が一時的な生活援助や保育サービス等を必要とする場合に、生活を支援する家庭生活支援員を派遣する。

(派遣実績)

| | 延べ回数 |
|-------|------|
| 令和2年度 | 147件 |
| 令和3年度 | 124件 |
| 令和4年度 | 169件 |

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等の経済的自立の助成と児童の健やかな育成を支援するため各種資金の貸付を行う。

令和元年度から令和4年度は新規貸付の実績なし。

介 護 保 険

1 第1号被保険者の概況

(令和5年3月末現在)

| | |
|----------------|--------|
| 65歳以上75歳未満 (人) | 34,659 |
| 75歳以上85歳未満 (人) | 26,602 |
| 85歳以上 (人) | 14,762 |
| (再掲) 外国人被保険者 | 420 |
| (再掲) 住所地特例被保険者 | 169 |
| 計 | 76,023 |

2 要介護認定者数

(3月末現在)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 認定者総数 (人) | 14,103 | 14,071 | 13,953 |
| 内訳 | | | |
| 要支援1 | 1,529 | 1,558 | 1,547 |
| 要支援2 | 1,947 | 1,974 | 1,951 |
| 要介護1 | 2,826 | 2,737 | 2,639 |
| 要介護2 | 2,477 | 2,449 | 2,389 |
| 要介護3 | 2,076 | 2,088 | 2,143 |
| 要介護4 | 1,962 | 1,914 | 1,912 |
| 要介護5 | 1,286 | 1,351 | 1,372 |

3 介護保険料

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、介護保険法の定めにより介護保険事業計画に基づき3年ごとに設定される。

第8期福井市介護保険事業計画に基づく保険料(令和3～5年度)は、保険料の上昇幅をできるだけ抑制するため、基金の取り崩しや低所得者層の方の保険料率に配慮しながら保険料月額(基準額)を6,600円に設定した。

介護保険料基準額の推移

| 年 度 | 第3期 平成18～20年度 | 第4期 平成21～23年度 | 第5期 平成24～26年度 | 第6期 平成27～29年度 | 第7期 平成30～令和2年度 | 第8期 令和3～5年度 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|----------------|
| 基準額 (円/月) | 4,400 | 4,400 | 5,560 | 6,100 | 6,300 | 6,600 |
| 年額 (円) | 52,800 | 52,800 | 66,720 | 73,200 | 75,600 | 79,200 |

介護保険料の所得段階

| 所得段階区分 | | 保険料率 | 年額(円) |
|--------|---|--------------|---------|
| 第1段階 | 生活保護受給者。老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額 ×0.15 | 11,880 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の方 | 基準額 ×0.40 | 31,680 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に該当しない方 | 基準額 ×0.65 | 51,480 |
| 第4段階 | 本人は市民税非課税だが、同じ世帯に市民税課税者がいる方で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額 ×0.85 | 67,320 |
| 第5段階 | 本人は市民税非課税だが、同じ世帯に市民税課税者がいる方で第4段階に該当しない方 | 基準額 | 79,200 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の方 | 基準額 ×1.15 | 91,080 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 | 基準額 ×1.25 | 99,000 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方 | 基準額 ×1.50 | 118,800 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方 | 基準額 ×1.55 | 122,760 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方 | 基準額 ×1.75 | 138,600 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上900万円未満の方 | 基準額 ×1.85 | 146,520 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上の方 | 基準額 ×2.00 | 158,400 |

4 納 期

①特別徴収（年金年額18万円以上）

仮徴収＝4月、6月、8月

本徴収＝10月、12月、2月

②普通徴収（年金年額18万円未満、65歳到達・転入により資格取得した当初の一定期間）

7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月の月末納期の年8期払い

5 保険給付の種類

① 居宅サービス

| | |
|---|--|
| 訪 問 介 護 | ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活の世話をを行う。 |
| 訪 問 入 浴 介 護 介護予防訪問入浴介護 | 入浴設備を積んだ入浴車が居宅を訪問して、入浴の介助を行う。 |
| 訪 問 看 護 介護予防訪問看護 | 看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づいて、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。 |
| 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション | 理学療法士等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づいて、必要なリハビリテーションを行う。 |
| 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 医師・歯科医師・薬剤師等が通院困難な利用者に対し、療養上の管理指導を行う。 |
| 通 所 介 護 （デイサービス） | 日帰りでデイサービスセンターなどに通い、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行う。 |
| 通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション （デ イ ケ ア） | 主治医の判断にもとづき、日帰りで医療機関等のデイケアセンターなどに通い、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを行う。 |
| 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 （ショートステイ） | 特別養護老人ホーム等に短期間入所して、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話と機能訓練を行う。 |
| 短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 （ショートステイ） | 老人保健施設等に短期間入所して、看護、医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話をを行う。 |
| 特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 | 有料老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等で、入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話をを行う。 |
| 福 祉 用 具 貸 与 介護予防福祉用具貸与 | 居宅で可能な限り自立した日常生活が送れるよう、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行い貸与する。 1歩行器 2歩行補助つえ 3手すり（取り付けに工事不要なもの） 4スロープ（段差解消のもので、取り付けに工事不要なもの） 5車いす 6車いす付属品（クッション、電動補助装置など） 7特殊寝台 8特殊寝台付属品（マットレスなど） 9床ずれ防止用具（エアーマットなど） 10体位変換器 11認知症高齢者徘徊感知機器 12移動用リフト 13自動排泄処理装置 ※ 5～12の品目は原則、要介護2～5の方のみ利用可。 ※ 13の装置のうち便を吸引できるものは原則、要介護4・5の方のみ利用可。 |
| 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 | 福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄に用いる用具の購入費の一部を支給する。 ・ 腰掛便座 ・ 入浴補助用具 ・ 移動用リフトのつり具の部分 ・ 簡易浴槽 ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品 ・ 排泄予測支援機器 |
| 住 宅 改 修 費 介護予防住宅改修費 | 居住する住宅に、手すりを取り付けるなどの小規模な住宅改修を行った場合、その改修費の一部を支給する。 ・ 廊下や階段、浴室等への手すり設置 ・ 段差の解消 ・ 滑り防止のための床または通路面の床材の変更 ・ 洋式便器等への便器の取り替え ・ 引き戸等への扉の取り替え |

| | |
|------------------|---|
| 居宅介護支援 介護予防支援 | 在宅サービス等を適切に利用できるように、居宅サービス計画や介護予防サービス計画を作成するとともに、計画にもとづくサービス提供確保のため、サービス事業者等と連絡調整を行う。 |
|------------------|---|

② 地域密着型サービス

| | |
|---|--|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 日中、夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。 |
| 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 心身の状況、環境等に応じて「通い」を中心に「泊まり」と「訪問」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせる一体的なサービスを行う。 |
| 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 | 認知症の利用者に、デイサービスセンター等に通ってもらい、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行う。 |
| 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) | 認知症の利用者に、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話と機能訓練を行う。 |
| 夜間対応型訪問介護 | 巡回又は備え付けの通報装置による連絡等で、夜間専用の訪問介護を行う。 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 定員29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に、施設サービス計画に基づいて入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行う。 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 定員29人以下の介護専用型の有料老人ホーム等の入居者に、入浴・排泄・食事等の介護、洗濯・掃除等の家事、その他日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話を行う。 |
| 地域密着型通所介護 | 定員18人以下のデイサービスセンターなどに日帰りで通い、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話と機能訓練を行う。 |

③ 施設サービス

| | |
|-------------|--|
| 指定介護老人福祉施設 | 入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、入浴・排泄・食事等の介護など日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。 |
| 介護老人保健施設 | 入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う。 |
| 指定介護療養型医療施設 | 入院する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練、その他必要な医療を行う。 |
| 介護医療院 | 入所する要介護者に対し、施設サービス計画にもとづき、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。 |

④ 特定入所者介護（予防）サービス費

低所得者に対して、介護保険施設やショートステイを利用する場合の「食費」・「居住費・滞在費」について、負担が過重にならないよう軽減された負担限度額が設定される。

⑤ 高額介護（予防）サービス費

要介護者や要支援者が支払った自己負担額が所定の上限を超えた分を支給する。低所得者には、負担が過重にならないよう軽減された上限額が設定される。

⑥ 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険上の世帯を単位とし、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、限度額を超えた場合に、超えた金額を支給する。低所得者には、負担が過重にならないよう軽減された限度額が設定される。

6 保険給付状況

(1) 居宅介護（予防）サービス費（住宅改修費及び福祉用具購入費は除く）

| 年 度 | 件 数（件） | 保険者負担額（円） |
|-----|---------|---------------|
| R2 | 273,622 | 9,465,943,949 |
| R3 | 277,029 | 9,692,254,915 |
| R4 | 279,752 | 9,715,387,897 |

(2) 地域密着型（予防）サービス費

| 年 度 | 件 数（件） | 保険者負担額（円） |
|-----|--------|---------------|
| R2 | 29,258 | 5,206,027,275 |
| R3 | 29,904 | 5,477,632,174 |
| R4 | 29,765 | 5,523,642,348 |

(3) 施設介護サービス費

| 年 度 | 件 数（件） | 保険者負担額（円） |
|-----|--------|---------------|
| R2 | 28,334 | 7,703,548,822 |
| R3 | 27,892 | 7,627,466,876 |
| R4 | 27,492 | 7,606,005,788 |

(4) 居宅介護（予防）住宅改修費

| 年 度 | 件 数（件） | 保険者負担額（円） |
|-----|--------|------------|
| R2 | 661 | 56,851,184 |
| R3 | 617 | 50,972,052 |
| R4 | 566 | 50,957,547 |

(5) 居宅介護（予防）福祉用具購入費

| 年 度 | 件 数（件） | 保険者負担額（円） |
|-----|--------|------------|
| R2 | 1,068 | 28,817,002 |
| R3 | 949 | 25,311,499 |
| R4 | 918 | 26,665,567 |

(6) 特定入所者介護（予防）サービス費

| 年 度 | 件 数（件） | 保険者負担額（円） |
|-----|--------|-------------|
| R2 | 15,835 | 577,822,466 |
| R3 | 14,974 | 486,687,958 |
| R4 | 14,380 | 421,308,519 |

(7) 高額介護（予防）サービス費

| 年 度 | 件 数（件） | 保険者負担額（円） |
|-----|--------|-------------|
| R2 | 40,018 | 520,331,767 |
| R3 | 39,616 | 506,561,532 |
| R4 | 39,558 | 488,673,674 |

(8) 高額医療合算介護（予防）サービス費

| 年 度 | 件 数（件） | 保険者負担額（円） |
|-----|--------|------------|
| R2 | 2,239 | 72,856,841 |
| R3 | 2,277 | 67,238,503 |
| R4 | 2,326 | 71,537,056 |

7 居宅サービス利用者負担軽減事業

利用者負担額の2分の1を市が助成することにより、低所得者の自己負担額を軽減し、併せて居宅サービス利用の機会拡大を図る。

【施行】 平成15年7月1日

【対象者】 以下の条件をすべて満たす人

- ①世帯全員が市民税非課税（生活保護受給者を除く）
- ②世帯収入が130万円未満（世帯が2人以上の場合は1人につき75万円を上乗せ）
- ③世帯で保有する預貯金の額が300万円以下
- ④本人に地代等の不動産所得がないこと
- ⑤本人が負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑥本人が介護保険料を滞納していないこと
- ⑦本人が給付制限を受けていないこと

【対象サービス】 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護

【助成額】 利用者負担額（1割）の2分の1

【事業実績】 認定者数 178人

| 年 度 | 件 数（件） | 保険者負担額（円） |
|-----|--------|-----------|
| R2 | 2,820 | 9,847,207 |
| R3 | 2,527 | 9,682,781 |
| R4 | 2,125 | 9,112,177 |

8 すこやか介護用品支給事業

在宅の要介護者及び要支援者に対し、介護用品（紙おむつ等）の購入費用の一部を補助し、快適な在宅生活の維持を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることを目的としている。

| 年 度 | 登録者数（人） | 保険者負担額（円） |
|-----|---------|------------|
| R2 | 3,550 | 79,480,820 |
| R3 | 2,939 | 60,335,653 |
| R4 | 2,672 | 57,168,267 |

【支給要件】

- ①福井市に介護保険料を納めている方
- ②福井市に住所を有する方
- ③給付制限を受けていない方
- ④要介護3以下の場合、認定調査票の排泄項目において「介助」又は「見守り等」に該当していること
- ⑤40歳から64歳の第2号被保険者においては、市民税非課税世帯であること

9 介護相談員派遣事業

介護サービス事業所を訪問し、利用者の話を聞き相談に応じるなど、介護サービスの質的向上を図ることを目的に活動を行っている。

- 【設置】 平成15年6月1日
 【委嘱】 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
 【相談員】 8名（令和5年4月1日現在）

10 介護サービス事業者連絡会（平成13年度～）

介護サービス事業者の横の連携を強めることによって、質の高い介護保険サービスをスムーズに提供することを目的として、福井市介護サービス事業者連絡会が設立された。市ではこの事業者連絡会に対し、必要な支援を行っている。

【R4実績】

| 会員数 | 講演会等 | |
|--------|----------|--------------|
| | 回数 | 内容 |
| 133 法人 | 6（オンライン） | 講演動画のアーカイブ配信 |

11 地域密着型サービス

① 地域密着型サービス事業者の指定

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活を送れるように支援するため、市が地域密着型サービスを提供する事業者の指定を行っている。

（令和5年4月1日現在の指定状況）

| 指定地域密着型サービス事業者 | 数 |
|---------------------|----|
| 1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 5 |
| 2. 夜間対応型訪問介護 | 0 |
| 3. 認知症対応型通所介護 | 20 |
| 4. 小規模多機能型居宅介護 | 30 |
| 5. 認知症対応型共同生活介護 | 36 |
| 6. 地域密着型介護老人福祉施設 | 15 |
| 7. 看護小規模多機能型居宅介護 | 9 |
| 8. 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 |
| 9. 地域密着型通所介護 | 39 |

② 地域密着型サービス事業者等の指導監督

保険給付対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図るため、実地指導、監査、集団指導を実施している。

【R4実績】

| 実地指導（事業） | 監査（回） | 集団指導（回） |
|----------|-------|---------|
| 36 | 0 | 1 |

12 （公財）福井市ふれあい公社運営支援

高齢者や障がい者の福祉の増進及び市民の健康と生きがいづくりに貢献する事業に係る経費等に対して助成している。

